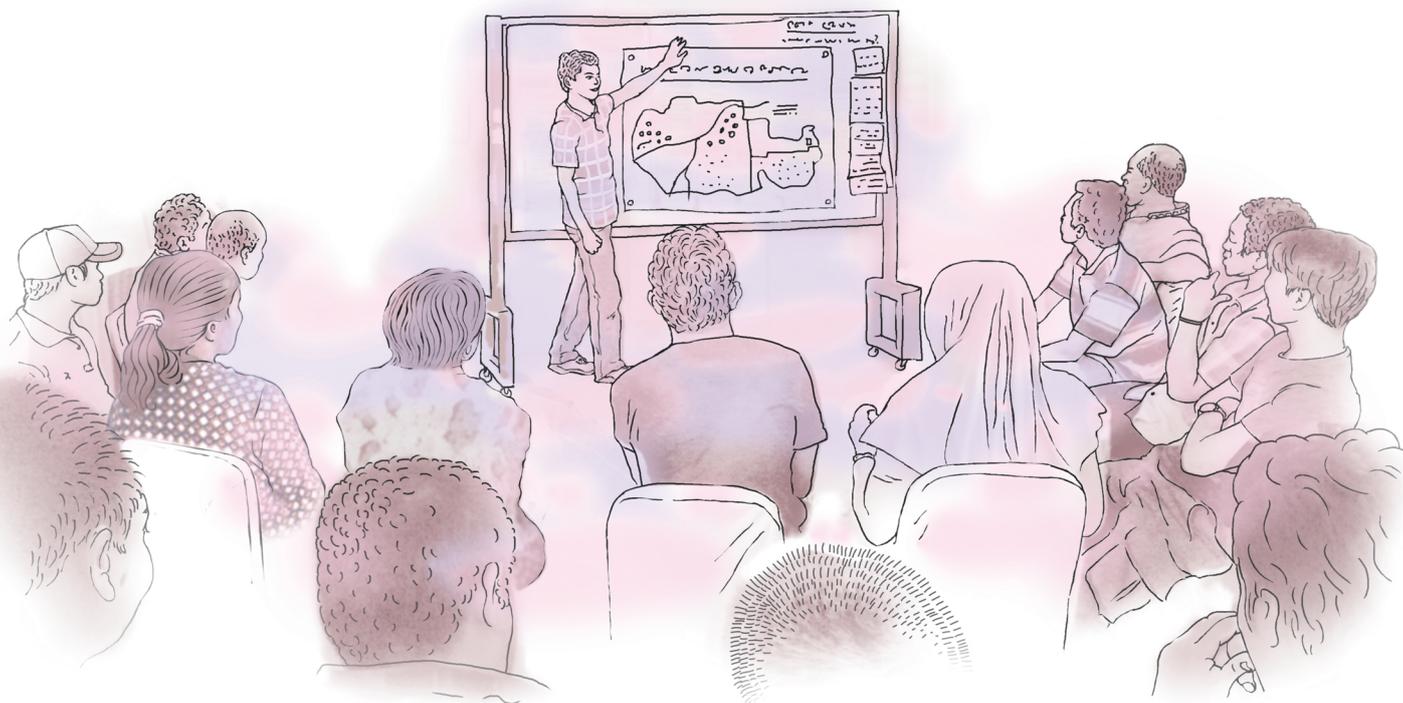


REDD+プロジェクト実施における 「自由意思による、事前の、 十分な情報に基づく同意（FPIC）」 取得のためのガイドライン



2015年 3月

地球・人間環境フォーラム
熱帯林行動ネットワーク（JATAN）



目次

目次.....	i
本ガイドライン作成の背景.....	iii
本ガイドラインのねらいと特色.....	iii
本ガイドラインの作成手法.....	iv
本ガイドライン作成の体制.....	v
略語表.....	vi
第1章 FPIC ガイドライン.....	1
第2章 解説.....	8
1. FPIC の基礎知識と国際的人権規範.....	8
(1) FPIC とは？.....	8
(2) 人権全般および FPIC の権利をめぐる国際的な規範.....	10
(3) REDD+で求められる社会セーフガード.....	16
2. ステップごとのガイダンス.....	18
ステップ1：事業者内部での準備.....	18
ステップ2：コミュニティとの予備協議.....	19
ステップ3：コミュニティとの協働による FPIC に向けた能力とプロセスの構築.....	22
ステップ4：参加型プロジェクト立案.....	25
ステップ5：契約締結に向けた交渉.....	27
ステップ6：モニタリングの実施.....	28
ステップ7：苦情処理プロセスの運用.....	28
ステップ8：合意に至るまでの過程の検証.....	29
3. 用語解説.....	30

付録 1.....	34
付録 2.....	36
参考文献.....	39

本ガイドライン作成の背景

森林減少および土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は全体の2割とされており、途上国における森林の減少・劣化を防ぐことが地球温暖化防止上も重要となっています。そこで、気候変動緩和策にもなる、新たな森林保全・管理の仕組みとして注目されているのが REDD+ です。

REDD は、Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries（森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減）の略称で、途上国での森林減少・劣化の抑制や森林保全による温室効果ガス排出量の減少に経済的なインセンティブを付与することにより、排出削減を行うとするものです。森林減少ないしは劣化の抑制を対象とする REDD に対し、森林減少・劣化の抑制に加え、森林保全、持続可能な森林経営および森林炭素蓄積の増加に関する取組を含む場合には REDD+（プラス）と呼ばれています。気候変動枠組条約（UNFCCC）において温室効果ガス排出削減の取組の1つとして国際的なルール作りの議論が始まりましたが、その後二国間や民間ベース等で先行的な取組が広がっています。

気候変動緩和策としての REDD+への期待が高まる一方で、REDD+が森林に生計手段等を依存して暮らす先住民族や地域コミュニティに負の影響を与えることが懸念されています。たとえば、REDD+プロジェクト対象地域から、地域コミュニティが排除され、彼らの森林利用が制限・禁止されたりするのではないかという声が先住民族等から挙げられる事例も少なくありません¹。このような先住民族の声を反映して、2010年の気候変動枠組条約締約国会議（COP16）では、REDD+実施には地域社会や森林生態系への負の影響を防ぐための手立てとしてセーフガード対策もあわせて実施されなくてはならないことが合意されています。そして、セーフガード実施のための手引きやガイドブックが次々と出され始めています。

本ガイドラインのねらいと特色

数多く出されているこれらの情報を整理しつつ、特に森林開発・保全の現場で起きている社会的課題に注目してもらおうということで始めたのが「途上国の森林保全に寄与する社会セーフガードに関するガイドラインの作成・試行・普及プロジェクト」です。REDD+に関心を持つ日本の援助機関や民間企業等を対象に、先住民族や地域コミュニティから自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意=FPICを得ていくためのガイドラインを提供することをねらいとしています。本ガイドラインの特色は、プロジェクトベースの REDD+事業向けに、プロジェクト開発フェーズに合わせて8つのステップに分けて FPIC 実施の手順を時系列に示したことにあります。

プロジェクトフェーズ	FPIC ステップ
フェーズ1：プロジェクト構想	ステップ1：事業者内部での準備
フェーズ2：プロジェクト予備設計	ステップ2：コミュニティとの予備協議
フェーズ3： 実現可能性調査とプロジェクト詳細設計	ステップ3：コミュニティとの協働による能力とプロセスの構築 ステップ4：参加型プロジェクト立案
フェーズ4：契約交渉	ステップ5：契約締結に向けた交渉
フェーズ5：プロジェクト実施	ステップ6：モニタリングの実施 ステップ7：苦情処理プロセスの運用
フェーズ6：プロジェクト検証	ステップ8：合意に至るまでのプロセスの検証

また、本ガイドラインの対象者は REDD+プロジェクトを実施する「事業者」です。REDD+プロジェクトは複数の実施主体が連合体として実施されているケースが多く、実施主体には中央政府のみ

1 IWGIA,AIPP,FPP,TEBTEBBA.2010.What is REDD?.p.66-67.、Alex Kirby.2013.Panama's Indigenous People Reject UN Forest Plan. Climate Central. available at: <http://www.climatecentral.org/news/panamas-indigenous-people-reject-un-forest-plan-16057>

ならず、地方政府、国際機関、政府援助機関、民間企業、NGO 等が含まれます。本ガイドラインでは、利用者として特に民間企業を想定しています。

本ガイドラインの作成手法

本ガイドラインは以下のプロセスを通じて策定されました。

- ① 文献調査：国連機関や認証団体、NGO が作成した REDD+ も含む森林関連事業活動の各種の認証基準・任意のガイドラインなどを参考に、その要求事項を比較・対照し、国際的人権規範も参照の上、必須項目を抽出した（参考にしたガイドライン等の一覧は付録 1、国際的人権規範の詳細については「第 2 章 1. (2) 人権全般および FPIC の権利をめぐる国際的な規範」を参照）。
- ② ヒアリング調査：インドネシア・スラウェシ（2012 年 9 月）、マレーシア・サバ（2013 年 2 月）、インドネシア・西カリマンタン（2013 年 9 月）などで実施されている REDD+ プロジェクトを目指した対象地や森林認証地などを訪問、プロジェクトを実施する事業者や地域住民、NGO、研究者などにヒアリングを行い、森林関連事業における FPIC に関連する課題やその解決方法などをとりまとめた。
- ③ ガイドラインの起草：文献調査で抽出した項目、ヒアリング調査でまとめた知見を REDD+ 事業開発の時系列に沿って組み立てる形で 2013 年 9 月に日本語版第 1 版を起草し、2013 年 10 月にその英語版を作成した。
- ④ 日本国内の関係者コメント取得：日本語版第 1 版をもとに国内の REDD 事業者、コンサルタント、学識経験者より内容・構成に関する助言・コメントを求めた（助言・コメント提供者は付録 2 を参照）。
- ⑤ ワークショップでの検討：2013 年 11 月にインドネシア・ジャカルタにてワークショップを開催し、東南アジアの NGO を主体とする参加者より英語版第 1 版に基づき検討を行った。また参加者以外からの文書によるコメントも募った（参加者一覧および文書によるコメント寄稿者は付録 2 を参照）。
- ⑥ ガイドライン最終版ドラフト作成：国内関係者からの助言およびワークショップでの検討を踏まえ第 1 版を改定し、2014 年 11 月に日本語版第 2 版（最終版）ドラフトとして改定し、同時に英語版も作成した。
- ⑦ 2014GLF での議論：2014 年 12 月、ペルー・リマで国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）と同時開催された 2014 グローバル・ランドスケープ・フォーラム（2014GLF）において、市民社会セッション「Ensuring free, prior and informed consent (FPIC) in REDD+」を設け、第 2 版（最終版）を公表した。スピーカーとして招へいた先住民族や FPIC に取り組む NGO や弁護士などとの議論からインプットを得た（セッション概要は付録 2 参照）。
- ⑧ FPIC セミナーの開催：国内外から NGO や専門家など外部講師 2 名を招請し、2015 年 2 月に東京でセミナー「先住民族・地域コミュニティの人権を尊重すること～森林・開発分野での FPIC 実践をめぐる」を開催し、最終版を公表した（セミナー概要は付録 2 参照）。

本ガイドライン作成の体制

本ガイドラインは、地球・人間環境フォーラムおよび熱帯林行動ネットワーク（JATAN）の共同プロジェクトとして実施した「途上国の森林保全に寄与する社会セーフガードに関するガイドラインの作成・試行・普及プロジェクト」の中で作成した。なお、本プロジェクトは、環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて2012年度～2014年度に実施された。

プロジェクトの参加メンバーは以下のとおり。

奥山一男／地球・人間環境フォーラム
川上豊幸／熱帯林行動ネットワーク（JATAN）
坂本有希／地球・人間環境フォーラム
相楽美穂／地球・人間環境フォーラム
庄野眞一郎／フリーランス
中司喬之／熱帯林行動ネットワーク（JATAN）
根津亜矢子／地球・人間環境フォーラム

（五十音順）

略語表

略語	英語正式名称	日本語正式名称
CARE	CARE / CARE International	アメリカに本部を置く貧困問題に取り組む NGO
CBD	Convention on Biological Diversity	生物多様性条約
CCBA	The Climate, Community & Biodiversity Alliance	気候変動対策におけるコミュニティ及び生物多様性への配慮に関する企業・NGO 連合
CCBS	Climate, Community & Biodiversity Project Design Standards	気候・地域社会・生物多様性プロジェクト設計スタンダード
COP	Conference of the Parties	締約国会議
FPIC	Free, Prior, and Informed Consent	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意
FPP	Forest Peoples Programme	英国に本部を置く森林居住者の人権問題に取り組む NGO (フォレスト・ピープルズ・プログラム)
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理協議会
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
ISO26000		国際規格 ISO 26000 (社会的責任に関する手引)
OECD	The Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PDCA	Plan, Do, Check, Act	P (Plan) ・D (Do) ・C (Check) ・A (Action) という事業活動の「計画 (Plan)」「実施 (Do)」「監視 (Check)」「改善 (Act)」サイクルを表す
RECOFTC-The Center for People and Forests	The Regional Community Forestry Training Center for Asia and the Pacific (RECOFTC) -The Center for People and Forests	バンコクに本部を置く NGO (略称 RECOFTC)
REDD	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Degradation and Enhancement of Carbon Stocks	森林減少・劣化の抑制に加え、森林保全、持続可能な森林経営および森林炭素蓄積の増加に関する取組を含む。REDD+ (プラス) と呼ぶ
REDD+SES	REDD+ Social & Environmental Standards	REDD+ 社会環境スタンダード
RSPO	Roundtable for Sustainable Palm Oil	持続可能なパーム油のための円卓会議
UNDRIP	The United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples	先住民族の権利に関する国際連合宣言
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	気候変動枠組条約
UN-REDD SEPC	UN-REDD Social and Environmental Principles and Criteria	UN-REDD 社会・環境に関する原則・基準

第1章 FPIC ガイドライン

ト プ シ ェ ク	FPIC 取得に向けての要求事項	
	1 事業者内部での準備	
フ ェ ー ズ 1 ・ プ ロ ジ ェ ク ト 構 想	1-1 (人権ポリシーの設定)	<p>事業者は、以下を含む人権ポリシーを設定する。</p> <p>a. (人権全般) 国際的に認められた人権規範および基準を尊重する。</p> <p>b. (発展の権利) 先住民族・地域コミュニティが、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または利用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有することを認知・尊重する。</p> <p>c. (土地と資源に対する権利) 先住民族・地域コミュニティが伝統的に所有・占有または利用・獲得してきた土地・領域・資源を尊重する。</p> <p>d. (FPIC プロセス) 先住民族・地域コミュニティの土地・領域・資源に影響を及ぼすいかなる事業の着手に先立ち、先住民族・地域コミュニティ自身の代表機関を通じ誠実に協議かつ協力し、その自由で情報に基づく同意を取り付ける。</p> <p>e. (ジェンダーの平等) ジェンダーの平等・公正および女性のエンパワーメントを促進し強化する。</p> <p>f. (強制移転・退去の禁止) 先住民族・地域コミュニティが、自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する同意なしに自らの土地・領域・資源から強制的に移転・退去させられないことを保証する。</p> <p>g. (文化・知的財産権) 先住民族・地域コミュニティの文化遺産、伝統的知識および慣行を尊重し保護する。</p> <p>h. (透明性・説明責任) 企業活動の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たす。</p> <p>i. (参加する権利) 先住民族・地域コミュニティの REDD+プロジェクトの立案・設計・施行・モニタリングへの全面的かつ効果的な参加を保証する。</p> <p>j. (モニタリングの実施) 人権ポリシーの実施状況のモニタリング計画をステークホルダーの参加の下、設定・実施する。</p> <p>k. (苦情処理と是正) 苦情と紛争に対応し、人権への負の影響を是正するプロセスを確立する。</p>
	1-2 (人権ポリシーの公表)	事業者は、人権ポリシーにつき事業者の最上級レベルでの承認を受け、一般に公開する。
	1-3 (先住民族・地域コミュニティの確認)	事業者は、先住民族・地域コミュニティがプロジェクト予定地域内およびその隣接地域に居住している、あるいは集団的な結びつきを有しているか、ならびに彼らの権利、土地・領域・資源がプロジェクトによって影響を受ける可能性があるかを確認する。
	1-4 (FPIC 実施体制の構築)	事業者は、FPIC 取得に向けた体制を構築する。その際、以下に留意する。
	a.	十分な人的資源および資金を投入する。
	b.	FPIC 実施に関与するすべての者の役割と責任を定義する。
	c.	プロジェクト実施地域のコミュニティとその文化に関する専門知識を有する人材を活用する。
	d.	プロジェクトに関与するすべてのスタッフに人権ポリシーを周知徹底する。
	e.	外部から専門能力・技術を導入しながら FPIC 実施に必要な組織の能力を高める。

プロジェクトフェーズ	FPIC 取得に向けての要求事項
	<p>1-5 (コミュニケーション計画の策定) 事業者は、先住民族・地域コミュニティと双方向のコミュニケーションを行うための計画を策定する。その際、以下に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 男性だけでなく女性や若者など周縁・脆弱グループを含む先住民族・地域コミュニティの全階層を対象とし、それぞれの生活形態、発言力等、状況に合わせて適切に対応する。 b. コミュニケーションは現地言語の使用、対面方式を基本とするが、先住民族・地域コミュニティの意思や状況に合わせて適切な媒体・手段等を用いる。 c. 先住民族・地域コミュニティが情報を十分に得られるようにし、第三者からの助言の機会も保証する。 <p>1-6 (プロジェクト基本構想のとりまとめ) 事業者は、プロジェクトの明確な目標と目標を達成するためのプロジェクト活動を含む基本構想を先住民族・コミュニティが理解できるようにとりまとめる。</p> <p>1-7 (予備的人権・社会・環境影響調査) 事業者は、計画しているプロジェクト活動がもたらす利益、費用(代償)およびリスクを含む人権・社会・環境への影響に関する予備的調査を実施する。</p> <p>1-8 (実施国の法制度調査) 事業者は、実施国における FPIC に関する法制度・基準および取り組みについて調査し、プロジェクト実施国の国内状況により自社の人権ポリシー等を遵守できない場合、プロジェクトを中止する、あるいは国際的に認められた人権に関する諸原則を可能な限り尊重するための対応策を検討する。</p>
フェーズ2…プロジェクト予備設計	<p>2 コミュニティとの予備協議</p> <p>2-1 (予備協議開始への意思確認) 事業者は、先住民族・地域コミュニティに対して、予備協議に入るかどうか、ならびにそのための情報収集をすることに異議がないかを確認する。事業者との接触を希望しない人々の意向も尊重する。</p> <p>2-2 (権利保有者の特定) 事業者は、交渉相手となる権利保有者を特定する。その際、以下に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 先住民族およびその他の森林に依存する地域コミュニティの権利を考慮し、また成文法で認められた権利だけでなく確立された慣習法上の権利を認める。 b. どのような個人・団体・グループも権利保有者としての認定を申請することができるようにする。 c. 土地をめぐる重複して権利の保有が主張されている場合、そのすべてを記録し、可能であれば主張されている権利を成文法上の権利、慣習的権利、利害関係等その他に整理する。 d. 成文法で認められた、あるいは確立された慣習法上の土地・領域・資源に関する権利を有する先住民族・地域コミュニティに対しては FPIC プロセスを適用し、何らかの利害関係等を有するステークホルダーに対しては FPIC を伴わない協議とする。 <p>2-3 (代表機関の特定) 事業者は、先住民族・地域コミュニティが自由に選定した代表機関を交渉の相手とする。</p> <p>2-4 (代表機関の正当性の確認) 事業者は、代表機関がコミュニティ内の女性や若者など周縁・脆弱グループを含む全階層の利益を代表しているかを確認し、全階層を代表していない場合、彼らを代表機関に参加させることにつき代表機関と協議する。</p> <p>2-5 (人権ポリシーの説明) 事業者は、先住民族・地域コミュニティに対して、プロジェクトの全期間を通じた自社の人権ポリシーの実施およびその内容を十分に説明する。</p> <p>2-6 (プロジェクト基本構想の提示) 事業者は、事前にプロジェクトの基本構想を先住民族・地域コミュニティに提示する。基本構想には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 提案されているプロジェクトの特性、規模、進行速度、可逆性の有無および範囲。 b. プロジェクトの背景と目的。 c. プロジェクトの実施期間。

プロジェクトフェーズ	FPIC 取得に向けての要求事項	
		<p>d.影響を受ける地域。</p> <p>e.予備的な人権・社会・環境影響調査の結果。</p> <p>f.プロジェクトによる先住民族・地域コミュニティの活動の制限（移転・退去を含む）およびそれに対する補償措置、代替生計手段および移転についての提案。</p> <p>g.プロジェクトに関与することになる人員（先住民族、地域コミュニティ、事業者の従業員、調査機関要員、政府職員などを含む）。</p> <p>h.プロジェクトの手順（苦情処理、補償、モニタリング・評価方法を含む）。</p> <p>i.プロジェクトの事業収益の不確実性と潜在的なリスク。</p> <p>j.コミュニケーション計画。</p> <p>2-7 FPIC-1：今後の協議に参加することへの同意 事業者は、権利を有する先住民族・地域コミュニティがプロジェクト基本構想を理解したことを確認したうえで、プロジェクト開発に向けての今後の協議に参加することへの同意を取り付ける。</p>
フェーズ3…実現可能性調査とプロジェクト詳細設計	3	<p>3 コミュニティとの協働による FPIC に向けた能力とプロセスの構築</p> <p>3-1（ステークホルダー協議会の設置） 事業者は、先住民族・地域コミュニティに加えて民間企業、NGO などの市民団体や中央および地方政府を含むステークホルダーによって構成される協議会を設置し、彼らに影響を与える事柄の決定過程への参加の機会を提供し、中央および地方政府との協議の機会を設ける。</p> <p>3-2（能力開発） 事業者は、先住民族・地域コミュニティがプロジェクトの設計・遂行・モニタリングに参加できるよう能力開発を行う。</p> <p>3-2-1 事業者は、先住民族・地域コミュニティの能力開発のために、ニーズ調査を行い、その結果に応じてプログラムを開発する。</p> <p>3-2-2 事業者は、全プロジェクト期間にわたって能力開発の機会を繰り返し提供し、その結果についてコミュニティとともに評価する。</p> <p>3-2-3 事業者は、先住民族・地域コミュニティに対して、彼らが必要とするならば第三者からの助言を十分に得られるよう保証する。</p> <p>3-3（コミュニティとの FPIC 取得プロセスに関する合意） 事業者は、FPIC を取得するまでのプロセス・方法を具体化する。</p> <p>3-3-1 事業者は、先住民族・地域コミュニティが同意する、同意しない、あるいは条件付き同意をする権利を有することを説明する。</p> <p>3-3-2 事業者と先住民族・地域コミュニティは、プロジェクトに同意する、または同意しないという意味を表明するに至るまでの、FPIC プロセスについて合意する。合意の内容には以下が含まれる。</p> <p>a.プロジェクトの行程中での同意を求める段階・時点。</p> <p>b.FPIC を取得するまでの手順。</p> <p>c.先住民族・地域コミュニティの代表者とその役割。</p> <p>d.先住民族・地域コミュニティ内部の合意形成・意思決定仕組みとその内容。</p> <p>e.FPIC プロセスの検証方法（参加型モニタリングを含む）。</p> <p>f.先住民族・コミュニティが同意した条件が守られているかの検証を行う時期と頻度。</p> <p>g.苦情処理プロセス。</p> <p>3-3-3 事業者と先住民族・地域コミュニティは、ファシリテーターが必要とされているか、必要な場合は誰にするかを協議する。</p> <p>3-4（苦情処理プロセスの構築） 事業者は、先住民族・地域コミュニティとの協議に基づき、プロジェクトの計画、実行、評価に関連する苦情と紛争を有効に解決するためのプロセスを構築する。その際、以下に留意する。</p> <p>a.苦情処理プロセスをプロジェクト内部に構築する。このプロセスには、苦情申し立て手続きや是正、補償などの救済方法を含むものとする。</p>

FPIC 取得に向けての要求事項

- b. 事業者によって解決できない苦情・紛争については、先住民族・地域コミュニティが受け入れられる形で、既存の独立の調停者による調停制度、あるいは法的・行政的救済措置を活用する。
- c. 先住民族・地域コミュニティが、苦情・紛争の処理・解決のプロセスを理解し効果的に自らの主張ができるよう支援する。

4 参加型プロジェクト立案

4-1 (参加型マッピング)

事業者は、参加型で土地・領域・資源に関する成文法上の権利および慣習的権利と、実際の利用状況を示す地図を作成し、関係するすべての先住民族・地域コミュニティから地図に示された土地の所有・利用の権利およびその境界につき同意を取り付ける。その際、以下に留意する。

- a. 事業者は、先住民族・地域コミュニティの土地・領域・資源の所有と利用の権利およびその境界線についての主張を、十分考慮し尊重する旨を彼らに周知する。
- b. プロジェクト対象地域内また隣接するすべての先住民族・コミュニティが参加する。
- c. 参加メンバーは各コミュニティで選出するが、女性や若者など周縁・脆弱グループを含む全階層、すべての世代、男女が参加できるようにする。
- d. 地図は先住民族・地域コミュニティの十分な認識と同意の上で作られる。
- e. 境界が存在しない場合、無理に境界を設定しない。多くの場合、境界が定められずに共同で利用されていることがある。
- f. 土地の権利の主張が競合する場合、競合状況および関係する当事者の立場の現況を記録する。
- g. 土地の権利の主張が競合する場合、コミュニティが望めば当事者が話し合い問題を解決するよう助言し手助けする。
- h. 境界をめぐる問題が当事者間で解決できない場合、当該プロジェクトに限定して適用される境界について合意できないか試みる。
- i. 境界をめぐる問題が解決できず、また当該プロジェクトに限定した境界の設定にも同意が得られない場合、事業者は境界の問題が存在する区域をプロジェクトの対象から除外する。
- j. 同意が得られれば、先住民族・地域コミュニティの聖地など文化上重要な場所を特定し、記録する。

4-2 (参加型人権・社会・環境影響評価)

事業者は、先住民族・地域コミュニティの参加の下、プロジェクトが及ぼす社会、文化、経済、環境および人権面での正負両面の影響について評価を実施する。評価にあたっては女性や若者など周縁・脆弱グループへの影響に留意する。コミュニティの挙げる懸案事項も評価の対象とする。

4-3 (参加型プロジェクト設計)

事業者は、先住民族・地域コミュニティの全面的かつ効果的な参加の下、プロジェクトの詳細設計を行う。

- 4-3-1 事業者は、先住民族・地域コミュニティに、プロジェクト基本構想および、参加型マッピング、人権・社会・環境影響評価の結果を踏まえた、以下を含む事業計画の要点を説明する。
 - a. プロジェクトの結果生ずる、土地利用の変化、利益と費用。またこれらの利益や費用は、プロジェクト進行とともに変動する可能性があること。
 - b. 先住民族・地域コミュニティがプロジェクトに参加する際の役割と責任。
 - c. 移転・退去が伴う場合の代替地の選定と補償。
 - d. プロジェクトを行わない場合を含む代替案のシナリオと予想結果。
- 4-3-2 事業者は、先住民族・地域コミュニティの参加の下、プロジェクトの目的およびプロジェクト活動を見直し、必要に応じて修正する。
- 4-3-3 事業者は、特に女性や若者など周縁・脆弱グループに配慮し、コミュニティの経済的および社会的福利を保護し、増進するよう努める。

プロジェクトフェーズ	FPIC 取得に向けての要求事項															
	<p>4-4 (適正な利益配分) 事業者は、関係者間での利益配分の明快な方針について先住民族・地域コミュニティと協議する。特に女性や若者など周縁・脆弱グループに配慮し、差別がなく透明性のある適正な利益配分が行われるように留意する。</p> <p>4-5 (参加型モニタリング計画設計) 事業者は、プロジェクトの目標・目的の達成状況および契約の履行状況などを評価するモニタリング計画につき先住民族・地域コミュニティと協議する。モニタリング計画には以下が含まれる。</p> <table border="1" data-bbox="373 546 1461 696"> <tr><td>a.モニタリングの対象。</td></tr> <tr><td>b.モニタリングの方法。</td></tr> <tr><td>c.モニタリングの実施者。</td></tr> <tr><td>d.結果の記録と開示の方法。</td></tr> </table> <p>4-6 FPIC-2：最終交渉に入ることへの同意 事業者は、3～4 のステップにおける先住民族・地域コミュニティとの合意事項を確認し、先住民族・地域コミュニティがプロジェクトの詳細および予想される影響を十分理解した上で最終交渉に進むことへの同意を取り付ける。</p>	a.モニタリングの対象。	b.モニタリングの方法。	c.モニタリングの実施者。	d.結果の記録と開示の方法。											
a.モニタリングの対象。																
b.モニタリングの方法。																
c.モニタリングの実施者。																
d.結果の記録と開示の方法。																
フェーズ4：契約交渉	<p>5 契約締結に向けた交渉</p> <p>5-1 (契約条件交渉) 事業者は、先住民族・地域コミュニティと契約を締結するために以下を含む契約の詳細条件を提示し交渉する。</p> <table border="1" data-bbox="373 981 1461 1420"> <tr><td>a.事業の所在地、権利保有者、対象となる資源、森林減少・劣化の原因、生態系の公益的機能に関する記述。</td></tr> <tr><td>b.先住民族・地域コミュニティの利益、役割と責任（パトロール、データ収集など）。</td></tr> <tr><td>c.先住民族・地域コミュニティに適用される規則・制限（森林の利用制限、移転・退去を含む）およびそれに対する補償と代替生計手段。</td></tr> <tr><td>d.契約期間。</td></tr> <tr><td>e.合意に拘束力を持たせるための取り決め。</td></tr> <tr><td>f.独立した機関による検証の規定。</td></tr> <tr><td>g.苦情処理プロセス。</td></tr> <tr><td>h.参加型モニタリング計画。</td></tr> <tr><td>i.合意の撤回条項。</td></tr> <tr><td>j.契約期間中に合意内容を見直す場合の時期および条件。</td></tr> </table> <p>5-2 (契約交渉における留意事項) 事業者は、契約交渉にあたっては以下に留意する。</p> <p>5-2-1 事業者は、先住民族・地域コミュニティの移転・退去が避けられない場合には、以下について交渉し、自由で事前の情報に基づく同意を取り付ける。</p> <table border="1" data-bbox="373 1491 1461 1675"> <tr><td>a.代替居住地や代替生計手段の提供等を含む、移転・退去に関する技術的および資金的支援。</td></tr> <tr><td>b.移転・退去の理由が消滅した場合、元の居住地へ戻る権利が認められること。</td></tr> <tr><td>c.移転・退去に関する透明・公平かつ簡便な手続き。</td></tr> </table> <p>5-2-2 事業者は、契約締結交渉にあたり先住民族・地域コミュニティ内部で、合意が形成されるまで十分に討議する時間を保証する。</p> <p>5-2-3 事業者は、合意の撤回条項については以下に留意する。</p> <table border="1" data-bbox="373 1747 1461 1930"> <tr><td>a.契約条件が満たされていないことが明らかになった場合、先住民族・地域コミュニティが合意を撤回する権利を有することを提示する。</td></tr> <tr><td>b.契約条件が遵守されているかどうかにつき意見の不一致が生じた場合の第三者による裁決、あるいは仲裁の方法について事前に合意しておく。</td></tr> </table> <p>5-3 FPIC-3：契約締結 5-1、5-2 に関し事業者とコミュニティが合意に達した時に両者は契約を締結し、文書化するとともに地域の伝統的方法で確認し、さらに双方が合意すれば公証人あるいは独立の証人により確認してもらう。</p>	a.事業の所在地、権利保有者、対象となる資源、森林減少・劣化の原因、生態系の公益的機能に関する記述。	b.先住民族・地域コミュニティの利益、役割と責任（パトロール、データ収集など）。	c.先住民族・地域コミュニティに適用される規則・制限（森林の利用制限、移転・退去を含む）およびそれに対する補償と代替生計手段。	d.契約期間。	e.合意に拘束力を持たせるための取り決め。	f.独立した機関による検証の規定。	g.苦情処理プロセス。	h.参加型モニタリング計画。	i.合意の撤回条項。	j.契約期間中に合意内容を見直す場合の時期および条件。	a.代替居住地や代替生計手段の提供等を含む、移転・退去に関する技術的および資金的支援。	b.移転・退去の理由が消滅した場合、元の居住地へ戻る権利が認められること。	c.移転・退去に関する透明・公平かつ簡便な手続き。	a.契約条件が満たされていないことが明らかになった場合、先住民族・地域コミュニティが合意を撤回する権利を有することを提示する。	b.契約条件が遵守されているかどうかにつき意見の不一致が生じた場合の第三者による裁決、あるいは仲裁の方法について事前に合意しておく。
a.事業の所在地、権利保有者、対象となる資源、森林減少・劣化の原因、生態系の公益的機能に関する記述。																
b.先住民族・地域コミュニティの利益、役割と責任（パトロール、データ収集など）。																
c.先住民族・地域コミュニティに適用される規則・制限（森林の利用制限、移転・退去を含む）およびそれに対する補償と代替生計手段。																
d.契約期間。																
e.合意に拘束力を持たせるための取り決め。																
f.独立した機関による検証の規定。																
g.苦情処理プロセス。																
h.参加型モニタリング計画。																
i.合意の撤回条項。																
j.契約期間中に合意内容を見直す場合の時期および条件。																
a.代替居住地や代替生計手段の提供等を含む、移転・退去に関する技術的および資金的支援。																
b.移転・退去の理由が消滅した場合、元の居住地へ戻る権利が認められること。																
c.移転・退去に関する透明・公平かつ簡便な手続き。																
a.契約条件が満たされていないことが明らかになった場合、先住民族・地域コミュニティが合意を撤回する権利を有することを提示する。																
b.契約条件が遵守されているかどうかにつき意見の不一致が生じた場合の第三者による裁決、あるいは仲裁の方法について事前に合意しておく。																

プロジェクトフェーズ	FPIC 取得に向けての要求事項	
フェーズ5…プロジェクト実施／フェーズ6…プロジェクト検証	6 モニタリングの実施	
	6-1	(コミュニティの参加) 事業者は、先住民・地域コミュニティの参加の下、プロジェクト実施期間にわたりモニタリングを継続的に実施する。
	6-2	(契約履行状況の評価) 事業者は、合意したモニタリング計画にのっとり、契約が正しく履行されているかを評価する。
	6-3	(結果の公開) 事業者は、モニタリングの結果をすべての関係するステークホルダー、特に先住民・地域コミュニティが理解できる形で提示する。
	6-4	(合意撤回交渉) 事業者は、契約の不履行が確認された場合、5-1 (i) の撤回条項を参照して是正策、補償あるいは合意の撤回について、先住民・地域コミュニティと交渉する。
	7 苦情処理プロセスの運用	
	7-1	(迅速・適切な対応) 事業者は、苦情を聞き届け遅滞なく応答し、適切な期間内に友好的にそれを解決するように努める。
	7-2	(問題の分析・把握と是正) 事業者は、先住民・地域コミュニティが提起する不満と懸念の傾向とパターンの分析から事業実施上のシステム的問題があればそれを特定し、実施方法を変更する。
	7-3	(周縁・脆弱グループへの配慮) 事業者は、苦情処理プロセスの運用を通じて女性や若者など周縁・脆弱グループがコミュニティ内部での意思決定から排除されていないかを検証し、是正に努めるとともに、コミュニティの代表者が真にコミュニティ全体の意思を代表する正当性を有しているかを確認する。
	8 合意に至るまでの過程の検証	
	8-1	(第三者検証) 事業者は、FPIC プロセスの第三者による検証を受ける。
	8-1-1	事業者は、先住民・地域コミュニティとの間で、FPIC プロセスの検証に適用する基準について合意する。
8-1-2	事業者は、FPIC プロセスの検証を受ける際、検証基準の各項目につき先住民・地域コミュニティに十分理解してもらう。	

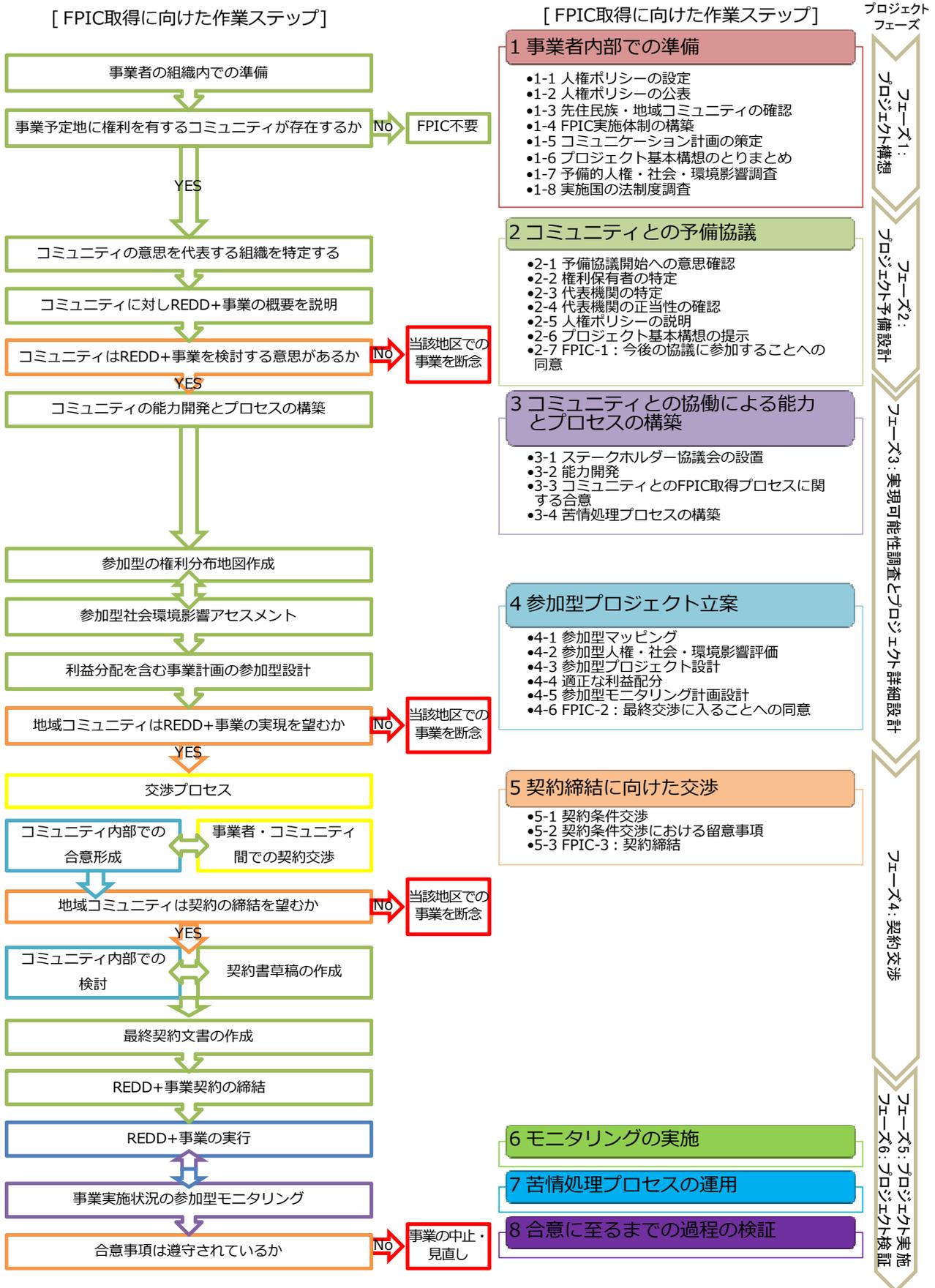


図 FPIC 取得に向けた作業のフローと FPIC ガイドライン

第2章 解説

1. FPIC の基礎知識と国際的人権規範

ここでは、REDD+という森林保全・管理の現場でなぜ FPIC が求められるのかを理解するために、FPIC の定義と過去の議論の経緯、また先住民族の権利をめぐる国際的規範、さらに REDD+をめぐる国際交渉などの背景について解説する。

(1) FPIC とは？

FPIC は、Free、Prior、Informed、Consent の頭文字をとっており、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」と訳される。具体的には、ある事業が先住民族などの土地、領域、資源などに影響を及ぼす恐れがある場合に、その事業に対して先住民族などが同意するか否か判断する権利／原則とされる。なお、もともとは、先住民族の権利として、国連などで認められてきたものが、最近では、先住民族以外の地域コミュニティなどにも適用されるようになってきている。

1) FPIC の4つの構成要素²

FPIC を構成する4つの要素「Free」、「Prior」、「Informed」、「Consent」に分けてその意味を見てみよう。

自由意思 (Free) とは？

強制、脅し、または操作のないこと。

事前 (Prior) とは？

活動の認可または開始よりも十分に前の時点で同意を求めることを意味し、対象となる人々と協議を行い、彼らの同意を得るための時間的な要件を尊重すること。

十分な情報が与えられた (Informed) とは？

少なくとも以下の諸側面に関連する情報が提供されるという意味である。

- ・ 提案されたプロジェクトまたは活動の性格、規模、ペース、復元可能性および範囲
- ・ プロジェクトまたは（および）活動の理由または目的
- ・ 実施期間
- ・ 影響を受ける地域の特定
- ・ 潜在的な危険および公正で公平な利益配分を含めた、経済的、社会的、文化的および環境への影響についての予備評価の結果
- ・ 提案されたプロジェクトに関与する人員（先住民族、民間セクターの職員、研究施設、政府職員そのほかを含む）
- ・ プロジェクトの実施の手順

同意 (Consent) とは？

同意の手続きは協議と参加からなり、協議は誠実に実施されなくてはならない。当事者は、相互に敬意を表明し、公平な参加を保障した上で、適切な解決を見出すことのできる対話の場をつくる。協議には利害当事者間で意思疎通を行うための時間と効果的な仕組みが必要である。対象となる

2 本セクションでは以下を参照した。United Nations Economic and Social Council. 2005. Report of the International Workshop on Methodologies regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples. E/C.19/2005/3.および苑原俊明. 2007. 先住民族の権利—事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で. 国立民族学博物館研究報告 32

(1) :63-85(2007).

人々が、自ら自由に選んだ代表および慣習上またはその他の機関を通じて参加できるような仕組みが必要である。ジェンダーの視点および女性の参加ならびに適切な場合に子どもと青年による参加が不可欠とされる。この手続きには、同意をしないという選択肢を含むことができる。協定締結にいたる同意は、先住民族が合理的に理解した解釈に従う。

2) FPIC の対象は？

本ガイドラインでは、その適用対象を、REDD+プロジェクト実施地域および周辺を利用する、あるいは居住する先住民族および地域コミュニティとしている。

先住民族としてよく知られている人々として、南北アメリカ大陸インディアンやインディオ、北極圏に近いエスキモーやアリュート、北欧のサーミ、オーストラリアのアボリジニー、東アジアのアイヌ等がある。これらの先住民族の総数は1億9,000万から6億2,500万人といわれている³。

先住民族については、国際的に合意されている唯一の定義はないとされているが⁴、これまでの議論では、「先住民族と自認する集団は、先住民族かどうか自ら決めるべきである」という自己認識性（自認）が、先住民族をどう捉えるかということを考える際に欠かせない視点としてあげられている⁵。先住民族をどう捉えるかを考える際に参考となる視点として以下が考えられる⁶。

- ① 先住民族として自己認識し、個々のレベルでコミュニティの一員として受け入れる
- ② 植民地化・併合以前から、当該地域との歴史的つながりや連携を持っている
- ③ 自らの領域とその周辺の資源に強固な連結を持っている
- ④ 部分的にせよ独自の社会・経済・政治システムを維持している
- ⑤ 部分的にせよ独自の言語・文化・信仰・知識を維持している
- ⑥ 自らの固有性と独自の社会・経済・文化・政治機構を独自の民族や社会として維持し発展させる決意を有している
- ⑦ 社会において明らかに支配的でない階層を形成している

生物多様性条約（CBD）を除いて国連の条約・宣言・総会決議などでは、その対象は「先住民族」とされていて、それ以外の地域コミュニティへの言及はない。これに対し UN-REDD プログラムの FPIC ガイドライン⁷では、「森林に依存するコミュニティ（Forest-dependent communities）」を対象に加えている。ただし UN-REDD は、森林に依存するコミュニティに対しては事前協議を義務付けるに留めている⁸。一方、森林管理協議会（Forest Stewardship Council : FSC）は、事業対象地域内とその近隣の地域コミュニティに先住民族と同等の FPIC を認めていて⁹、対応が分かれている。ただ実際には UN-REDD も、先住民族と同等の状況に置かれた森林に依存するコミュニティに対しては FPIC を取り付けることを要求するとしている¹⁰。また FSC も地域コミュニティが正当な権利を保有することと、重大な影響を受けることを FPIC の対象とする条件とし対象を限定している。

そもそも先住民族の定義が UNDRIP でなされていないことから（詳細は (2) 3) 「先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）」参照）、先住民族とそれ以外の地域コミュニティの区別自体を一

3 松原正毅編.2002.世界民族問題事典新訂増補版.平凡社.p.594 - 597.上村英明氏はこの事典の中で次の2つの数字をあげている。ワールドウォッチ研究所「地球白書 1993～1994」によれば1億9,000万～6億2,500万人と推定されている一方、国連の推計では70ヶ国以上約3億人。

4 UN-REDD Programme.2013.Guidelines on Free, Prior and Informed Consent. p.36.

5 窪田幸子編.2009.先住民とはだれか.世界思想社.p.18.

6 前掲 UN-REDD Programme.2013. p.36 - 40.

7 前掲 UN-REDD Programme.2013.

8 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.11.

9 Forest Stewardship Council. 2012. FSC guidelines for the implementation on the rights to free, prior, and informed consent (FPIC) Version 1.p.13.

10 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.12.

層困難にしている。受ける影響の大きさを FPIC の対象とするかどうかの基準とすることにも、客観的基準設定の困難さが伴う。

実務的にはそこに森林に依存して暮らす人々がいる以上、それらの人々の同意と参加なしに事業を進めることは不可能であることから、本ガイドラインは、先住民族であるかを区別せずにすべての正当な権利を有するコミュニティに FPIC を適用することとしている。

3) FPIC が必要なのはどんな場合？

FPIC の取得がいつ必要となるかについては、UN-REDD プログラムが作成したチェックリストを活用できる¹¹。以下にリストアップされた項目のうち 1 つでも該当する場合には FPIC 取得のためのプロセスに着手することが望ましい。

- ① 先住民族または地域コミュニティに対して彼らの土地からの移転や退去を必要とするか
- ② 先住民族または地域コミュニティの文化的・知的・宗教的・精神的財産をなく奪、または傷つけることがあるかどうか
- ③ 先住民族または地域コミュニティの権利、土地、領域、資源に影響を及ぼすような法的または行政的な手段を講じる、または実施するか
- ④ 先住民族または地域コミュニティの土地／領域での採鉱、石油、またはガス採掘を伴うか
- ⑤ 先住民族または地域コミュニティの土地／領域での伐採施業を伴うか
- ⑥ 先住民族または地域コミュニティの土地／領域でのプランテーション開発を伴うか
- ⑦ 先住民族または地域コミュニティの土地／領域／資源についての権利状況に影響を及ぼすか
- ⑧ 先住民族または地域コミュニティが保持する知識、発明、または慣習を利用することを伴うか
- ⑨ 先住民族または地域コミュニティの伝統的な土地所有または慣習的利用を行っている土地の自然資源／文化的資源の商業利用を伴うか
- ⑩ 先住民族または地域コミュニティの土地／領域／資源由来の利益を得られる場合、その利益分配に関する意思決定を伴うか
- ⑪ 先住民族または地域コミュニティと彼らの土地または文化との関係を継続させる上での影響があるかどうか

(2) 人権全般および FPIC の権利をめぐる国際的な規範

人権を保障するための国際的な人権基準、すなわち国際的な人権規範は、第二次世界大戦後に進展した。戦争の惨禍を繰り返さないとの誓いのもと、国連の設立をうたった国連憲章のなかで、国連の目的の一つとして、人権保障について明記された第 1 条 3 項「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を基に、以後、主に国連において人権規範が起草された¹²。

国際的な人権規範としてまず挙げなければならないのは、世界人権宣言(1948年に国連総会で採択)、国際人権規約(社会権規約および自由権規約; 1966年に国連総会で採択)である。この2つの規約は、人権を包括的に取り上げた最初の条約である。国連憲章と合わせてこれらの3つの文書は国際

11 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.27.

12 横田洋三編. 2010. 国際社会と法. 有斐閣. p.208.

人権章典（International Bill of Human Rights）と呼ばれ¹³、国連の採択したもっとも基本的な人権文書とされている¹⁴。

その後、国連は国際人権章典のなかでは十分に触れられていない、個別の分野に焦点を当てた人権条約や宣言等を起草・採択した。それらには、人種差別撤廃条約（1965年採択）、女性差別撤廃条約（1979年採択）、拷問等禁止条約（1984年採択）、児童の権利条約（1989年採択）、すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約（1990年採択）や、発展の権利宣言（1986年採択）、民族のもしくは種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する者の権利宣言（1992年採択）、障害者の権利に関する条約（2006年採択）、先住民族の権利に関する国連宣言（2007年採択）、がある¹⁵。また、国連の活動が本格化する以前より、先住民族の労働に関する調査・研究を行っていた国際労働機関（ILO）は、その第76回総会において、先住民族の生活と労働条件に関する条約、第169号条約を採択している¹⁶。

以下において、先住民族の権利をめぐる国際的規範である国連での宣言や条約として、ILO第169号条約、先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）、企業に適用される人権に関する国際規範、および森林に関わる先住民族の権利の規定に関連する生物多様性条約を紹介する。

1) ILO 第 169 号条約 (1989 年)

国際労働機関（ILO）は、国際連盟の時代から先住民族の権利に取り組んできたが、戦後になって1957年に第107号条約（土民及び種族民条約）を採択した。さらに1989年には、「先住民・種族民が独自の文化、伝統、経済を維持してゆくことを尊重するため¹⁷」その一部を改正した第169号条約（原住民及び種族民条約）がILO総会で採択された。

ILO 第 169 号条約の FPIC に関連する項目の概要は以下の通り；

- ・ 第 169 号条約の対象は先住民族と種族民（Tribal People）で、「原住又は種族であるという自己認識は、この条約を適用する集団を決定する基本的な基準とみなされる（第 1 条 2 項）」と規定している。
- ・ 第 5 条は社会的・文化的・宗教的・精神的価値と慣行の認知・保護、第 8 条は自己の慣行と制度の維持を保障する。
- ・ 第 6 条で対象となる人々に影響を及ぼす可能性のある法的・行政的措置の実施にあたっては、関係する人々とのその代表機関を通じて「信義に基づいた」「適切な」「提案された措置についての合意又は同意を達成することを目的とする」協議を行うことを求めている。
- ・ 第 14 条で、伝統的に占有してきた土地に対する所有権と、占有はしていないが伝統的に生計などのために立ち入り利用してきた土地への利用権を認めて、その上で、
- ・ 第 16 条 2 項で例外措置として関係する人々の移転が必要とされる場合に「自由意思による（Free）」、「十分な情報に基づく（Informed）」「同意」の取り付けを条件とすると規定されている。

13 前掲横田洋三編. 2010. p.208.

14 前掲横田洋三編.2010. p.215、横田洋三.2013.国際人権入門第 2 版.法律文化社.p.37.

15 杉原高嶺.2011.基本国際法.有斐閣.p.230、前掲横田洋三編. 2010. p.209、申惠丰.2013.国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調.信山社.p.31.

16 M.トメイ,L.スウェプトン著. 苑原俊明、青西靖夫、狐崎知己訳. 2002.先住民族の権利—ILO 第 169 号条約の手引き. 論創社.p.15.

17 ILO 駐日事務所のウェブサイト http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c169.htm

- ・ ILO 第 169 号条約は、先住民族の権利の保護やその慣習・慣習法への配慮など、先進的な要素を取り入れているが、先住民族の自己決定権が書かれておらず¹⁸、また「先住民族はその条約では国際法の主体とならないという制限規定¹⁹」を持つ。

ILO 第 169 号条約は先住民族・部族民の権利に特化した、批准国に対して法的拘束力を有する唯一の条約であるが、第 169 号条約は現在でも中南米を中心とするわずか 22 か国で批准されているのみで、日本も含めた主要国のほとんどと、アジア各国も軒並み未批准という状況にある。

2) 生物多様性条約 (CBD) COP5 決議 V/16 (2000 年)

1992 年に採択された生物多様性条約はその第 8 条で、先住民族と地域コミュニティの持つ伝統的知識、工夫と慣行は、その所有者の承諾と参加のもとでそれらの一層広い適用を促進すること、と規定しているが、第 5 回締約国会議 (COP5) の決議はさらに踏み込んで、先住民族と地域コミュニティの伝統的知識、工夫と慣行の利用は、そうした知識、考案、慣行の所有者からの事前の情報に基づく同意、又は事前の情報に基づく許可が条件とならねばならないとした。

3) 先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP) (2007 年)

1982 年に立ち上がった国際連合先住民族作業部会 (WGIP) で 1985 年から起草作業が始まった「先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP)」は、2007 年 9 月に採択された。この宣言は先住民族の権利に関する中核的規範として認められているので、以下にその内容について解説する。

先住民族の定義

UNDRIP は先住民族の権利に関する宣言であるにもかかわらず、先住民族とは誰であるかの定義が存在しない。これ以前には国連では、侵略前および植民地化前から存在する先祖伝来の領域があること (先住性) などの規定を含むコーボ²⁰による定義とよばれるものが認知されていた²¹。にもかかわらず ILO 第 169 号条約もこれを採用せず、UNDRIP は定義すること自体を回避した。これには「植民地化を起点とした先住性にはこだわらず、先住民族の権利をアジアおよびアフリカを含めて普遍的に適用すべき」と起草者が考えたことと²²、先住民族自身が宣言の適用が過度に狭まることを望まなかったから²³とされる。しかし、定義がないことで、適用されるべき人々の範囲が定まらないという問題や、誰が先住民族であり誰がそうでないかが各国の独自の判断で決定されるという懸念も表明されている²⁴。

自己決定権

FPIC との関連では、自己決定権を規定する第 3 条の後段にある「経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」権利が、FPIC を支える基本的な権利となっている。FPIC の権利は基本的な権利からの派生的権利とされ、その源となる権利は、自己決定権、財産権、参加権、強制移住させられない権利などであるとされる²⁵。宣言の第 26 条は土地と資源に対する権利、第 18 条は意思決

18 横田洋三. 2008.先住民族フォーラム記念講演録「先住民族の課題と展望—国連での取り組みを中心に」.p.7.

19 上村英明. 2008.「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり。「PRIME」(明治学院大学国際平和研究所紀要).第 27 号. p.63.

20 エクアドル出身のホセ・マルティネス・コーボ。

21 小坂田裕子. 2010.アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の需要と抵抗—先住民族の定義・自決権・土地権をめぐる.中京法学巻 1・2 号 (2010 年) .p.4.

22 前掲小坂田. 2010. p. 8.

23 ILA. 2010. THE HAGUE CONFERENCE (2010) RIGHTS OF INDIGENOUS PEOPLES Interim Report. p.6.

24 前掲 ILA. 2010.p.7.

25 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p. 9.

定への参加の権利、第 10 条は強制移住の禁止を規定しており、FPIC の権利を支える全ての基本的権利が UNDRIP に規定されている。

FPIC 関連規定

FPIC に言及した条項が 6 条項あり、それぞれ FPIC を求め・取り付けることが必要とされる行為・施策が明示的に規定されている。それらは次の通り。

- ・ 先住民族に影響を及ぼし得る立法的・行政的措置の採択・実施（第 19 条）
- ・ 先住民族の土地・領域・資源に影響を及ぼす事業の承認（第 32 条 2 項）

どちらも対象行為は包括的で一般的に規定されている。これらの行為・施策については「自由で事前の情報に基づく同意を得るため」「誠実に協議協力する」ことを求めている。国際法理論ではこの文言は国家に FPIC 取得を義務付けるものではないとされる²⁶。

- ・ 先住民族自らの土地または領域からの強制的な移動（第 10 条）
- ・ 先住民族の土地または領域での有害物質の貯蔵および廃棄処分（第 29 条）

これらの行為・施策に関しては「自由で事前の情報に基づく合意なしに」は「行われたい」と規定されている。これらの行為・施策に関して国家は FPIC 取得の義務を負うとされる²⁷。

- ・ 自由で事前の情報に基づく同意なしでの先住民族の文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産の奪取（第 11 条 2 項）
- ・ 先住民族が伝統的に所有・占有・使用してきた土地・領域・資源の自由で事前の情報に基づいた同意なしでの没収・収奪・占有・使用、または損害を与えること（第 28 条 1 項）

これらは過去に行われた行為・施策に対する補償・救済を国家に課す形で規定されているが、今後においてもこれらの行為・施策が行われる前にも FPIC を取り付けることを義務付ける規定であると理解されている²⁸。

4) 企業に適用される国際的人権規範

国際人権法が義務を課しているのは国家であり²⁹、私企業部門には国際法上第一義的責任を有する国家の機能を通じて間接的に適用されるに留まり³⁰、基本的には企業に直接適用されるものではないとされる³¹。とすれば、これまで見てきた国際的規範も理論的には企業には適用されないので、これらの規範を企業の規範とするためにはミッシング・リンクを埋めるものが必要となる。国連によるこうした役割を担うイニシアティブとして人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択がある。

これは 2005 年に事務総長特別代表（SRSG）に任命されたジョン・ラギーが人権侵害の事例の徹底調査とステークホルダーとの協議を経てまとめ上げたものである。2008 年にまず、ビジネスと人権に係る考え方と政策の枠組みを示す「保護、尊重、救済フレームワーク」が採択され、それをもと

26 ILA. 2012. SOFIA CONFERENCE (2012) RIGHTS OF INDIGENOUS PEOPLES Final Report. p.6.

27 前掲 ILA. 2012. p.7.

28 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.24-25.

29 Knox, John H., The Ruggie Rules: Applying Human Rights Law to Corporations (August 16, 2011). The UN Guiding Principles on Business and Human Rights (Radu Mares ed., 2012); Wake Forest Univ. Legal Studies Paper No. 1916664. available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1916664>.p.5.

30 前掲 Knox, John H., 2011. p.7.

31 前掲 Knox, John H., 2011. p.1.

に 2011 年に実施のための指針にあたる「ビジネスと人権に関する指導原則」がまとめられた。これらは、「国家による企業を含む第三者による人権侵害に対する保護義務」と「企業による人権の尊重義務」および「人権侵害を受けた者への効果的な救済手段」を 3 本の柱として³²、人権の促進と保護を図ろうとするものである。また、法的拘束力は持たないが、国家に対してのみならず、企業に対しても「人権を尊重する義務」を直接課している³³。企業には自らの活動を通じての人権への負の影響を回避すること、サプライチェーンを含めて人権への影響を特定・軽減・防止に努めるべく、人権デュー・ディリジェンス³⁴を継続的に行うこと、さらに企業が引き起こした人権への負の影響を是正することを求めている。

これらはいわゆるソフト・ローであるが、広く、加盟国、産業界、そしてかなりの部分の政策提言団体に受け入れられている³⁵。さらに、ほぼ同じ時期に起草が行われた国際標準化機構 (ISO) の企業の社会的責任に関する規格である ISO26000 (2010 年発行) や OECD (経済協力開発機構) 多国籍企業行動指針 2011 年改定版³⁶などにも取り入れられていて³⁷、そのもたらした影響は大きい。

この指導原則の企業の人権尊重義務に関する第 12 原則は、尊重の対象となる最低限の人権を国際人権章典に定められた権利と、ILO の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」にある基本的権利としている。しかし、第 12 原則解説部分において、さらに特別な配慮を必要とする特定の集団や民族等の権利の尊重を求めている、それらの権利の内容を特定する文書として、先住民族、女性、民族的または種族的・宗教的・言語的少数者、子ども、障がい者、および移住労働者とその家族の権利についてうたった国連文書や国際人道法の基準を挙げている。これらの文書のうち、先住民族に関する国連文書は UNDRIP、生物多様性条約、および ILO 第 169 号条約と考えられるので、企業がこの指導原則を受け入れることは、今まで見てきた FPIC の根拠となる国際的規範を受け入れたことになり、企業はそれらが定めるところの FPIC 取得の義務を負うのである。

第 1 章 (2) で取り上げた国際的な人権規範等を以下にまとめる。

32 UN Docs. A/HRC/8/5 7.April 2008. p.1.

33 ただし義務を課す根拠は国際法とはされず、社会からの期待に求められている (前掲 Knox. 2011. p.16 および前掲 UN Docs. p.16-17 para54, 2008.)。

34 「相当の注意義務」と訳されるが、具体的にはリスクアセスメント調査とその結果に対応するための予防・緩和措置を行うことを意味する。

35 前掲 Knox, John H., 2011. p.36.

36 日本語版『OECD 多国籍企業行動指針：世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年日本語仮訳版』は外務省等が作成している。原文となる英語版は OECD Guidelines for Multinational Enterprises である。

37 熊谷謙一. 2013. ISO26000 と労使の課題. 日本生産性本部. p.13.

(採択/発行/改訂年順)

国際的人権規範等	省略形	採択/発行/改訂年
世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights	UDHR	1948 採択
人種差別撤廃条約 International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination	ICERD	1965 採択
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約） International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights	ICESCR	1966 採択
市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約） International Covenant on Civil and Political Rights	ICCPR	1966 採択
女性差別撤廃条約 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	CEDAW	1979 採択
拷問等禁止条約 Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment	CAT	1984 採択
発展の権利宣言 Declaration on the Right to Development		1986 採択
ILO169 号条約 Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)		1989 採択
児童の権利に関する条約 Convention on the Rights of the Child	CRC	1989 採択
すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約 International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families	ICMW	1990 採択
民族的もしくは種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する者の権利宣言 Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities		1992 採択
障害者の権利に関する条約 Convention on the Rights of Persons with Disabilities	CRPD	2006 採択
先住民族の権利に関する国連宣言 Declaration on the Rights of Indigenous Peoples	DRIP	2007 採択
ビジネスと人権に関する指導原則 Guiding Principles on Business and Human Rights		2011 採択
ISO26000		2010 発行
OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針 OECD Guidelines for Multinational Enterprises		2011 改訂

(3) REDD+で求められる社会セーフガード

REDD+は森林の減少・劣化を食い止めることや森林保全活動などにより、そこからの二酸化炭素排出を削減しようという地球温暖化への緩和策の一つであり、2020年以降のポスト・京都議定書の新しい取り組み体制の中に組み込まれるべき政策アプローチとして現在もまだその細目を詰める交渉が続けられている。

1) REDD のセーフガードをめぐる経緯

REDD+は、2005年の国連気候変動枠組条約の第11回締約国会議（COP11）においてパプア・ニューギニアとコスタリカによって初めて森林減少防止による排出削減活動（Reducing Emission from Deforestation in Developing countries）が提言されたことから始まる。当初から、効果の永続性（Permanence）や、ある地域の森林減少防止が他の地域での森林減少に置き換わってしまうリーケージ（Leakage あるいは Displacement）といった活動の有効性に関する懸念と、森林減少防止が森林に依拠して暮らしている人々の締め出しや熱帯林の人工林への転換につながることなどへの懸念が示されていた。セーフガードはこうした活動の有効性の問題と、地域コミュニティや熱帯林の生物多様性などの環境に与える負の影響の問題に対応する保障措置として考えられている。

2010年のメキシコ・カンクンでのCOP16でREDD+についてはその大枠が合意され決議として採択され、その中にREDD+のセーフガードに関する規定が織り込まれることとなった。

カンクン合意では、REDD+の実施は「セーフガードが支持され促進されなければならない」と規定されており、具体的なセーフガードとして以下のように7項目が提示されている。

- (a) 活動は国家森林プログラムや関連する国際条約および国際合意の目標に沿う、あるいはそれらを補完するものであること
- (b) 当該国の主権と法令を考慮に入れた、透明かつ効果的な国家森林ガバナンス
- (c) 関連する国際的な義務、各国の状況や法律法制度を考慮した上で、さらに国連総会が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）を採択したことに留意して、先住民族と地域コミュニティ構成員の知見や権利を尊重すること
- (d) 関係するステークホルダー、特に先住民族や地域コミュニティの全面的かつ効果的な参加
- (e) 活動は天然林と生物多様性の保全と調和を保ち、天然林の転換に利用されることなく、反対に天然林および生態系サービスの保護・保全を奨励するものであること
- (f) 活動は反転のリスクに取り組むこと
- (g) 活動は排出の移転を低減するものであること

(a)/(b)は政策・国際条約等との整合性と森林ガバナンスの保障である。REDD+の効果を挙げるためには、正しい目標設定と不正・腐敗のないガバナンスが必要であり、また、環境と社会の保護にとってもガバナンスは欠かせないことによるものである。(c)/(d)/(e)が環境や社会に対する負の影響を防止する（環境・社会に対する便益を保障することを含む）ための項目であり、(f)/(g)はREDD+の緩和の効果を永続的に保障するための項目となる。

2) セーフガードにおけるFPICの位置付け

FPICの観点から見た場合に直接関連するのが、(c)の「先住民族・地域コミュニティの権利・知見の尊重」と、(d)の「先住民族と地域コミュニティの参加」となる。注目すべきは(c)において「国連総会がUNDRIPを採択したことに留意して」と特記されている点である。UN-REDDプログラムは「カンクン合意あるいはREDD+セーフガードに関する付属書の中には“FPIC”についての明示的言及はないが、文中に国連総会が（それ自体がFPICの原則を述べている）UNDRIPを採択したことを記していることから間接的にFPICが取り上げられている」と述べている。これは、FPICを確

実にするのがセーフガード(c)である「先住民族・地域コミュニティの権利と知見の尊重」、および(d)の「先住民族と地域コミュニティの全面的かつ効率的な参加」というカンクン合意の要求を満たす手段となると結論していることによる³⁸。

本ガイドラインもこの考え方を支持・踏襲するものである。

なお、「セーフガードが支持され促進されなければならない」という合意書の文言は国家に対処を義務付けるものにはなっていないが、合意書は後段で途上国に対して、セーフガードにどのように対処しているかについての情報提供システム (SIS) の構築を求めている、それによりセーフガードの実効性を確保しようとしている。SIS については、COP17 (2011 年) でガイダンスが合意されたが、大まかな道筋を示したにとどまっている³⁹。

UNFCCC が提供するのはいくまでガイドラインであり、実際には SIS の構築については各途上国が個別の事情に合う形で行うことを求められている。これに対応して民間の REDD+ SES イニシアティブ⁴⁰は、各途上国が国家レベルのセーフガード情報提供システムを構築するためのガイドライン⁴¹と、セーフガードが遵守されているかどうかを判定するための原則と基準および指標からなる REDD+社会・環境基準⁴²を策定している。REDD+ SES イニシアティブは、それをベースに個々の国の事情を加味した情報システムを構築すべくエクアドル政府、ネパール政府、インドネシアの中央カリマンタン州政府などと共同作業中である。また、UN-REDD プログラムも国家レベルでの UNFCCC に対応するセーフガード策定への支援を一つの目的とする社会・環境基準を策定している⁴³。こうした動きの成果が各国のセーフガードの情報提供システムに取り入れられる可能性は高い。そうなれば、情報システムに組み込まれた原理・基準・指標が実質的に UNFCCC のセーフガードの具体的内容を決定するものとなってくると思われる。REDD+ SES イニシアティブも UN-REDD も基本的に FPIC をその中核原則として基準に組み込んでいることからすれば、FPIC が REDD+のセーフガードの実質的な中心的要件となっていくことが予測される。

こうしたことを考慮すると、今後の REDD+の実施段階においてはセーフガードに沿って事業を進める上で先住民族や地域コミュニティの FPIC を検証可能な形で取得することが不可欠な要件となると思われる。

38 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.15.

39 国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (2011 年) において、セーフガード情報システム (SIS) に関するガイダンスが決議され、そこではセーフガードがいかに対処され、尊重されたかに関するサマリー情報を提出すること、またその情報を国別報告書または UNFCCC で定められたその他のコミュニケーションチャンネルに含めることを、途上国に対し要求している。さらに 2013 年の COP19 では REDD+に関するワルシャワ・フレームワークが決められ、そこにはサマリー報告書提出の時期と頻度に関する決議が含まれている。

40 2009 年 5 月から活動している先住民族団体、NGO、政府などからなるワーキンググループ。CCBS を運営する The Climate, Community & Biodiversity Alliance (CCBA) と CARE International が事務局となっている。

41 REDD+ SES. 2012. Guidelines for the use of REDD+ Social & Environmental Standard Version 2.

42 前掲 REDD+ SES. 2012.

43 前掲 UN-REDD Programme.2013.

2. ステップごとのガイダンス

ここでは、FPIC ガイドラインを実施する際に留意すること、参考になることをステップに分けて解説する。なお、特にガイダンスを付ける必要のないステップもあるため、省略されている項目もある。

ステップ1：事業者内部での準備

本ステップの目標

人権ポリシーの作成により、事業において守るべき人権尊重の理念が具体的に明示される。さらに、作成された人権ポリシーは、事業者の全構成員に周知され、理念の実現をより確実にするために、外部に対しても公表されるものとする。

1-1：人権ポリシーの設定

事業者が人権ポリシーに取り込むべき要素を国際的な人権規範から列挙している。これらの国際的な人権規範では、国がその主体として位置付けられており、企業には直接的な責任を課していない。このような中、拡大する企業活動による人権に及ぼす影響を回避・軽減するために、2011年に国連が「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択しているので、この原則から企業が人権を尊重する際に参考にすべき要素を取り上げている（国際的な人権規範については解説1(2)「人権全般およびFPICの権利をめぐる国際的な規範」を参照）。

1-5：コミュニケーション計画の策定

コミュニケーションとは、当然のことながら一方的な情報提供・意思の伝達ではなく、双方向の意思疎通を意味することに注意しなければならない。つまり、事業者から先住民族・地域コミュニティへの意思伝達だけではなく、その逆の流れのあり方についても、計画を策定する必要があるということである。

社会的立場の弱い先住民族・地域コミュニティは、その脆弱性はその内部において均質なものではなく、さらに弱い立場のグループが存在する。具体的には、女性、年少者、障害者、カースト制度の下位に属するグループ、未亡人等である。これらのグループに属する人々との意思疎通は、とりわけ、様々な方法・手段により配慮することが重要である。そうした方法・手段には、たとえば、文字の読めない人々に対して文書以外の伝達方法を用意したり、グループごとにコミュニケーションの場を集まりやすい時間帯を設定したり、意見を自由に表明できるよう、特定のグループだけを集めてコミュニケーションをとる、等が考えられる。

さらに、先住民族・地域コミュニティが、事業者を通してのみ情報を得るのでは、情報が偏る可能性も考えられる。そのため、彼らが第三者から情報を入手する可能性を保障することが必要であり、そのような可能性に対して事業者が制限を加えたり、阻むようなことはしてはならない。

1-6：プロジェクト基本構想のとりまとめ

事業目的を明確に設定することは、コミュニティに説明する上でも必須の事柄であり、さらに、事業実施中の段階での、コミュニティとの参加型モニタリングのためにも不可欠であることに留意する。また、事業目的の設定は、個々のプロジェクト活動から目的までの因果関係を明らかにすることとともに、モニタリング実施の際にも不可欠の内容である。

1-7: 予備的人権・社会・環境影響調査

事業影響評価は、社会面や環境面のみならず、人権に関しても実施する必要がある。すなわち事業の実施によって、その影響を受けるのは誰なのか、そして、どのような影響を受ける可能性があるのかについて予測することが重要である⁴⁴。人権・社会・環境影響調査についてはステップ4-2にくわしい解説を掲載しているので、参照のこと。

ステップ2: コミュニティとの予備協議

本ステップの目標

FPIC 取得に向けたコミュニティとの協議の予備段階として、事業者が REDD+プロジェクト実施および周辺地域の先住民族・地域コミュニティと本格的な接触を始める段階である。プロジェクトによって正負両方の影響を受ける先住民族・地域コミュニティを特定し、彼らが有する権利や利害関係をおおよそ把握したうえで、FPIC の対象となる権利保有者とそれ以外のステークホルダーを整理し、自らの人権ポリシーおよびプロジェクトの基本構想を提示する。

2-1: 予備協議開始への意思確認

外部との接触を望まない先住民族・地域コミュニティの場合、無理な接触は試みない。

2-2: 権利保有者の特定

本ガイドラインでは、FPIC の対象となるのは、「森林に依存する」先住民族・地域コミュニティとしている。森林が多く残る地域では、家屋の資材として木材を使うだけでなく、木の実やきのこなど非木材林産物を食料として利用したり、文化的・精神的なよりどころとして森林を崇めたりするなど、先住民族・地域コミュニティが森林と密接な結びつきをもっている。このようなつながりは必ずしも成文法上、認められているとは限らず、慣習的権利にとどまる例が多くみられ、場合によっては政府が十分にそのような権利を認知していないこともある。よって、権利保有者の特定にあたっては、成文法のみならず慣習的権利を考慮する必要がある。

権利保有者の特定とそれらの権利を内容によって整理する段階においても、コミュニティ内で周縁・脆弱な立場にある女性や若者等に対して特別な配慮を行うことが求められるが、プロジェクトに関連した土地・領域・資源に対して権利を保有、または関心を持っているという主張・申し立てを受け付けるためのしくみは透明性が高く、コミュニティの誰もが利用可能なものである必要がある⁴⁵。

権利や利害関係の主張は互いに重複している場合もあるため、それらを成文法上の権利、慣習的権利、利害関係等その他に階層化して整理する必要がある。この整理作業はステップ4の参加型マッピングに継続して行っていくことになるが、FSC では権利等についての主張が相反する場合、関係者間での話し合いを提案し、問題解決を促す役割を事業者に求めている⁴⁶。

本ガイドラインでは、プロジェクトによって影響を受ける土地・領域・資源に対して成文法上、慣習法上いずれかの権利を持っている先住民族・地域コミュニティについては「自由意思による、事

44 国連人権理事会.2011.人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書：ビジネスと人権に関する指導原則「国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために.p.16-17 (18) .

45 前掲 REDD+ SES. 2012. p16.(Indicator 6.1.2).

46 Forest Stewardship Council (FSC). 2012. FSC Guidelines for the implementation of the right to free, prior and informed consent (FPIC).p.50.

前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」を得る対象となり、それ以外の利害関係を有する先住民族・地域コミュニティおよびその他のステークホルダーに対しては「協議（consultation）」の対象としている。本ガイドラインが参考にした既出のガイドライン等における FPIC の対象をみると、CCBS⁴⁷では先住民族かどうかにかかわらず成文法と慣習法に基づく権利保有者を FPIC の対象とし、UN-REDD プログラム⁴⁸では先住民族と地域コミュニティを分け、権利を有する影響を受ける先住民族には FPIC を、森林に依存するコミュニティの権利保有者に対しては最低限でも協議を行い、先住民族と同等の境遇にある場合は FPIC を取得することを求めている。

2-3：代表機関の特定

代表機関はコミュニティの伝統的な意思決定機関であるケースもあり、プロジェクトのために新規に機関を立ち上げる場合もある。いずれの場合も事業者はコミュニティが自ら選んだ方法で選定した代表機関を尊重することが求められる⁴⁹。その一方で、周縁・脆弱グループがコミュニティ内の意思決定プロセスにどのように組み入れられているのかを確認するなどして、コミュニティ内の全階層の利益を反映できるような代表機関の設置を促す必要もある。

2-4：代表機関の正当性の確認

コミュニティ内の全階層の利益が意思決定機関や代表機関および意思決定プロセスに反映されているかどうか、女性や若者など周縁・脆弱グループからのフィードバックを得て確認・検証する。この確認作業は1回で終わらせることなく、苦情処理プロセスなどを活用して、プロジェクト実施期間を通じて可能であれば継続的に行うことが望ましい⁵⁰。

2-5：人権ポリシーの説明

権利保有者およびステークホルダーに対して、ステップ1で設定・公表した人権ポリシーについて説明し、事業者は先住民族・地域コミュニティに適用される国際規範において認知されている集団としての権利を尊重することを明らかにすると同時に、コミュニティとしての意思決定プロセスを尊重すること、さらにそれらが場合によっては矛盾することがあるという認識を先住民族・地域コミュニティと共有する。

2-6：プロジェクト基本構想の提示

REDD+プロジェクトの特性、規模など基本的な概要のみならず、1-7で行った予備的な人権・社会・環境影響調査で明らかになった影響のうち特に負の影響があること、プロジェクトの事業収益はあくまでも予想であるためリスクが伴うこと、特に REDD+に特有の不確実性があること等を伝える。

2-7：FPIC 1 今後の協議に参加することへの同意

プロジェクトによって正負両方の影響を受ける先住民族・地域住民に対して、ステップ2全体を通じて提示・説明した人権ポリシーおよびプロジェクトの基本構想についてコミュニティが理解をした上で、次の段階に進むかどうかの同意を得る。この段階で同意を得られない場合、同意の得られないコミュニティの関係する地域をプロジェクト対象から外すなどの措置を取る必要がある。

47 Climate, Community and Biodiversity Alliance(CCBA). 2013. Climate, Community & Biodiversity Standards Third Edition.

48 前掲 UN-REDD Programme.2012.

49 UNDRIP 第 19 条、ILO 第 169 号条約第 6 条第 1 項 a。

50 前掲 UN-REDD Programme.2012. p.5(Criterion 2).

コミュニティの誰から同意を得るのか？

～インドネシア中央カリマンタン州での事例から⁵¹

スルヤ・サウィット・スジャティ (Surya Sawit Sejati : SSS) 社は、インドネシア中央カリマンタン州の 15,550 ヘクタールの土地で操業を行うアブラヤシ農園企業である。開発の計画の段階で、スンガイ・ランギット・ジャヤ村とルントゥ村の 2 つの村の慣習地が企業の開発対象地域に含まれていた。スンガイ・ランギット・ジャヤ村では 2004 年に、ルントゥ村では 2005 年にそれぞれ開発が始められたが、開発に向けたプロセスにおいては村長や村の役人が中心となって企業とやりとりを行った。このようなやり方で話が進められていく中で、プロセスに参加していない住民たちは、企業はコミュニティ全体ではなく村の権力者のみにアプローチすることで円滑に開発を推し進めようとしているのではないかという疑念を抱き始める。

結果として、村の権力者はアブラヤシ農園の開発対象地域として慣習的な土地の権利を譲渡することに合意したが、同時に数十億ルピアの賄賂を企業から受け取っていたことが明らかになった。また、企業や政府は環境影響評価 (EIA) や高保護価値評価 (HCVA) などに関する事前の情報提供や、それらの実施に際して協議などを一切行っていないということが住民たちによって報告されている。

一方で、政府は住民たちの主張を否定しており、実際には村長や村の役人が代表して協議に関与しているため問題はないとしている。しかし、住民たちは村全体で共有している土地の譲渡に関する議論の中で一部の権力者によって村を代表されることを快く思っておらず、彼らが協議の中で村を代表しているということの正当性については議論の余地があり、村全体としての正当な合意形成の手続きについては疑問が残る事例となっている。

それだけでなく、土地に対する補償の条件や金額も、住民の意向を無視した形で企業によって一方的に決められたと報告されている。条件をめぐる交渉も行われたが、そのプロセスは企業に都合の良い一方的なものであり、住民たちには不利なものであったという。住民たちは、失われた土地や農作物の価値に基づいて補償金の金額を決定するよう再三にわたり要求していたが、この要求は考慮されることはなく、指定された金額の補償を受け取るか、補償なしに土地を失うかという非常に限られた選択を余儀なくされてしまった。これは後に、抗議活動や道路封鎖に発展しており、苦情として政府機関や持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) などに提出され、地方政府の仲裁による度重なる議論の場が持たれたが、企業は住民の土地に対する権利を認めようとはしておらず、2013 年 10 月現在に至っても双方が納得する合意には至っていないという。

この事例から、企業が開発を行う際は、開発を進めることを前提としたアプローチではなく、幅広いコミュニティの意見を聞き入れ、柔軟な対応を行うことが重要だということがわかる。また、表向きには合意が得られたつもりでも、村内部での認識のズレがあることでコミュニティが二分化する結果となってしまった。開発の際には正当な「参加のプロセス」が行われたうえで、「合意」(結果) が得られていることに注意しなければならない。

51 Marcus Colchester, Sophie Chao. 2013. Conflict or Consent? The Oil palm sector at a crossroads. Forest Peoples Programme. p.54-68.

ステップ3：コミュニティとの協働による FPIC に向けた能力とプロセスの構築

本ステップの目標

FPIC 取得に向けてのコミュニティとの協働を進めるプロセスそのものにつきコミュニティと確認・合意し、効果的に協議やプロジェクト開発にコミュニティが参加できるようにするための能力開発を行い、そうした協議・開発を進めるに際して発生し得る苦情・問題を処理するプロセスを設置する。

3-1：ステークホルダー協議会の設置

ステークホルダーへの対応に関しては、CCBS はコミュニティに加えてステークホルダーとの協働（情報提供、協議、意思決定・活動への参加）を求めている⁵²。また FSC も、プロジェクト設計とモニタリングのプロセスにおいて影響を受けるステークホルダーとの協働を求め、NGO などの関心のあるステークホルダーについても要求があった場合は協働するものとしている⁵³。協議会はコミュニティとの FPIC プロセスの結果に対して多様な利害関係者の間でより幅広い支持を生み出し、利害関係者間の関係をより良い方向へ発展させていくことを目指すものである⁵⁴。

3-2：能力開発

REDD+プロジェクトにおけるコミュニティとの協働は地図作成、影響評価を含むプロジェクトの立案から、その実施、さらにモニタリング・評価と多岐に亘る。こうした協働プロセスにコミュニティが効果的に参加するための能力構築を行うことも事業者にも求められている。また FPIC で「十分な情報が与えられた上での同意（Informed Consent）」を得るためには単に情報を公に開示するだけでは不十分で、事業者からコミュニティに対してコミュニティが理解できる形で情報を提供することを本ガイドラインが参考にした既出の各ガイドライン等は求めている。それに加えて国連のグローバル・コンパクトは、時としてコミュニティはプロジェクトに関し十分な情報に基づく決定をする能力を欠くことがあるので、そうした場合はコミュニティが望めばそうした能力の構築の支援をするものとしている⁵⁵。

3-3：コミュニティとの FPIC 取得プロセスに関する合意

コミュニティが事業実施への FPIC を与えるまでの事業者との協働のプロセス・方法を事前にコミュニティと話し合い、合意・確認しておく。事業者とコミュニティの交渉プロセスのみならず、コミュニティ内部での意思決定プロセスについても確認する⁵⁶。

(3-3-1：同意する、同意しない、あるいは条件付き同意をする権利)

CCBS はその認証基準でプロジェクトにより影響を受ける財産権保有者からの FPIC 取得を要求しているが、Consent には同意しないという選択肢が含まれていることを明示している⁵⁷。なお、FPIC は共同体としてのコミュニティの権利であってコミュニティの個々の人間に対して提案への拒否

52 前掲 CCBA. 2013. p.19-21(G3.Stakeholder Engagement).

53 FSC.2012b. FSC Principles and Criteria for Forest Stewardship (FSC-STD-01-001 V5-0EN). p.19 (Criterion7.6).

54 前掲 FSC. 2012a. p.41.

55 UN Global Compact. 2013. A Business Reference Guide-United Nations Declaration on the Right of Indigenous Peoples. p.27.

56 前掲 FSC. 2012a. p. 38.

57 前掲 CCBA 2013. p.25 (G5. 2. b.).

権を与えるものではない⁵⁸。また、コミュニティのすべてのメンバーの同意を取り付ける必要があるということでもない⁵⁹。

(3-3-2 : FPIC プロセスに関する合意)

事業者とコミュニティが相互に合意したプロセスに則って FPIC 取得を行うべきということ、言い換えれば、「合意の手順を合意する」ことは煩雑に思えるが、FSC⁶⁰も UN-REDD プログラム⁶¹もほぼ同じ確認事項を含む FPIC プロセスに関する合意書の作成を求めている。

FPIC のプロセスに関する合意書にコミュニティ内部での意思決定プロセスまでを含めるのは、コミュニティの内部においても特定の周縁・脆弱グループの人権の侵害が行われないことを確認することが目的である。UNDRIP は 18 条で先住民族が自らの代表を選ぶ権利と、固有の意思決定プロセスを維持する権利を認めると同時に、34 条で固有の組織とその運営が国際的な人権基準に従うことを求めている⁶²。このため事業者はコミュニティが自ら選出する代表者・代表機関および伝統的なコミュニティの意思決定プロセスを尊重する必要がある。同時に、コミュニティの内部で人権の侵害が行われていないか、具体的には特定のグループが差別されていないか、意思決定において疎外されていないかについて、コミュニティの意思決定プロセスを精査し確認することが求められる。例えば FSC では、伝統的なリーダーシップを排除せずに、しかもコミュニティ内のすべての民族集団、女性、高齢者、若年者等の代表を含めた委員会の創設を支援するというやり方を挙げている⁶³。

(3-3-3 : ファシリテーターに関する協議)

ファシリテーターとは FPIC に至るまでのコミュニティと事業者との協議・協働における中立の立場の進行役、あるいはまとめ役でその役割は、(1)コミュニティの意思決定までのプロセスでの情報提供・意思決定プロセスの策定・慣習法や慣行の尊重などの支援と、(2)意思決定までの経緯の記録、および(3)コミュニティが合意された利益の引き渡しと適切な分配を含め、契約が条件通り履行されているかを検証する能力構築支援などであり⁶⁴、実際にはコミュニティとの協働には不可欠であると思われる。したがって支援を希望するコミュニティには、コミュニティ自身が提案する者も含めた上で、ファシリテーターを選ぶ機会を提供すべきである。ファシリテーション費用をまかなう財源は、事業者が提供する。

3-4 : 苦情処理プロセスの構築

苦情処理プロセスはプロジェクトにより直接影響を受ける人々に、自分たちが負の影響を受けている、または受けるであろうと考えて懸念を表明する途を提供することによって負の影響を特定することを可能とし、負の影響の特定によりそれへの対処が可能とし、負の影響を早期にかつ直接的に是正することが可能とするということから極めて重要な機能を有する。苦情処理と是正の全体のプロセスは以下の 3 段階からなると CCBS は解説している⁶⁵。

- ①事業者自身による苦情の円満な解決に向けた試み
- ②事業者による交渉が不調の場合は中立な第三者による調停
- ③調停で解決できない場合は、仲裁あるいは管轄する裁判所への提訴

58 Patrick Anderson. 2011. Free, Prior, and Informed Consent in REDD+. RECOFTC, GTZ. p. 28.

59 AIPP, FPP, IWGIA, Tebtebba. 2012 WHAT IS REDD+? A GUIDE FOR INDIGENOUS COMMUNITIES 3rd Edition. p. 94.

60 前掲 FSC. 2012a. p. 38.

61 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p. 33.

62 前掲 FSC. 2012a. p.37.

63 前掲 FSC. 2012a. p.37.

64 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p. 46.

65 前掲 CCBA. 2013. pp.21-22 (G3. Stakeholder Engagement, 8 Feedback and Grievance Redress Procedure).

(3-4-a : 事業者による苦情処理)

このプロセスは事業者単独で、あるいは NGO など関連ステークホルダーと共同で運用される。ISO (国際標準化機構) の社会的責任に関する基準である「ISO26000」は苦情処理の仕組みを効果的にするには、合法的であること、利用しやすいこと、予測可能であること、公平であること、権利と両立可能であること、明確かつ透明であること、対話および仲裁を基礎とするものであることが必要としている⁶⁶。

また「ビジネスと人権に関する指導原則」は ISO26000 と同様の要件を挙げた上で⁶⁷、企業が訴えの対象でありながら、同時にまた一方的に苦情処理の結果を決定するというのは正当ではないので、事業者レベルの苦情処理プロセスは対話を通じて合意による解決に至ることに焦点をあてるべきであるとする。

NGO など事業者以外の第三者を事業者レベルのプロセスに参加させることについては、事業者とコミュニティの建設的対話の進行役となる第三者は事業者・コミュニティ双方の自前の能力の不足を補い、相互の信頼を醸成し、苦情処理プロセスの信頼性を高めるとされる⁶⁸。

なお、IFC (国際金融公社) は、この事業者レベルのプロセスは司法による、または行政による救済を求めることを妨げるものであってはならないとしている⁶⁹。

(3-4-c : コミュニティへの支援)

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にあるように、プロセスを利用する際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供するとともに、事業者とプロセスを利用する人との資金・専門知識・情報の不均衡を是正するため、外部の情報源や助言、専門知識へのアクセスを利用者に保障することが事業者に求められる⁷⁰。

声を上げにくい女性や若年者といった周縁・脆弱グループに対してはそれらの人々の懸念が特定され、声になるように、事業者によるより積極的な取り組みが必要となる。例えば独立の立場の人間が定期的に訪問し問題がないか聴取し、事業者と周縁・脆弱グループとの橋渡しをすることなどによるプロセス利用の支援⁷¹などが考えられるべきである。

66 International Organization for Standardization. 2010. ISO26000:2010.

67 前掲.国連人権理事会.2011.p.26-27 (31(a)-(g)) .

68 International Finance Corporation (IFC). 2009. Good Practice Note; Addressing Grievances from Project-Affected Communities. p.31-34.

69 International Finance Corporation (IFC). 2012. Performance Standards on Environmental and Social Sustainability p. 15.

70 前掲国連人権理事会.2011. p.27 (31(b), 31(d)) .

71 International Council on Mining and Metals. 2010. Good Practice Guide: Indigenous Peoples and Mining. p.103.

ステップ4：参加型プロジェクト立案

本ステップの目標

プロジェクトに関与するステークホルダーとその諸権利を特定するためのマッピングを実施し、これらの情報を基とした人権・社会・環境影響評価を実施する。また、以上の結果を踏まえてプロジェクトの詳細について先住民族・地域コミュニティの参加の下で設計する。

4-1：参加型マッピング

土地に対する慣習的な権利は、国により成文法上正式に認められていない場合があるため、森林地域においてコミュニティが有する権利等を事業者が把握するためには参加型マッピングの実施が必要となる。権利等の主張が重複している場合、ステップ 2-2（権利保有者の特定）から始まった権利や利害関係等に階層化する作業を、マッピングで確認していくことになる。マッピングの実施にあたっては、以下の事柄に留意する。

- ・ 土地の利用に関して多くの場合、境界が定められずに共同で利用されていることがある⁷²。そのため、マッピングにより権利を明確化することで土地の境界をめぐるコミュニティ間、あるいはコミュニティ内での紛争といった意図しない結果をもたらす可能性があるということ認識しておく必要がある⁷³。マッピングでは、もともと境界が存在していないようなコミュニティの土地に、無理やり境界を設定するといった方向へ力を注ぐべきではない⁷⁴。
- ・ 特に宗教的・文化的に重要な意味をもつ場所は、他者に知られたいくない情報の場合もあるため、情報の所有権を明確にする必要がある。また、地図に含まれる情報は、コミュニティが権利を維持すべき知識などが含まれる場合があるため、情報の収集は特別に許可を得て実施される必要がある⁷⁵。
- ・ 土地の権利の主張が競合するなど紛争が起きた場合には、事業者は仲介者としての立場から当事者の話し合いを支援し、問題の解決を促す。問題が解決できない場合は、紛争が存在する地域をプロジェクトの対象から除外する。

参加型マッピングの参考文献には以下のようなものがある。

- ・ International Fund for Agriculture Development.2009. Good practices in participatory mapping
- ・ Evans, Kristen et al.2006.Guide to participatory tools for forest communities. Center for International Forestry Research (CIFOR)

4-2：参加型人権・社会・環境影響評価

影響評価の実施は、プロジェクトが参加するコミュニティにとって利益となるか、または不利益となるかを彼らが判断できるようにするための重要なプロセスである。影響評価の実施に際して、コミュニティに対するプロジェクトの影響や利益に関する情報提供を確実にするだけでなく、影響を受けるステークホルダーにとっての懸念事項についても適切に評価されるようにするためにも事業者はコミュニティの参加を保障することが求められる⁷⁶。

72 Forest Peoples Programme.2008. Free, Prior and Informed Consent and the Roundtable on Sustainable Palm Oil: A Guide for Companies.p.12.

73 International Fund for Agriculture Development.2009. Good practices in participatory mapping. p.28.

74 前掲 FSC. 2012a. p.49.

75 前掲 International Fund for Agriculture Development.2009. p.28.

76 前掲 Forest Peoples Programme.2008. p.15.、前掲 FSC. 2012..p.50.

影響評価実施の詳細な手順については、参考文献を以下に紹介する。

- ・ Human Rights Compliance Assessment tool (HRCA)
<https://hrca2.humanrightsbusiness.org>
- ・ CCBA. 2011. Social and Biodiversity Impact Assessment (SBIA) Manual for REDD+ Projects
<http://www.climate-standards.org/2011/11/22/social-and-biodiversity-impact-assessment-manual/>

人権アセスメントのツール：HRCA

<https://hrca2.humanrightsbusiness.org/>

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業は、人権を尊重する責任を果たすべく、人権デュー・ディリジェンスを実施すべきであると述べているが、人権コンプライアンス・アセスメント (Human Rights Compliance Assessment : HRCA) は、こうした人権尊重のためのデュー・ディリジェンスがどの程度実施できているかを確認するためのツールとして有効である。

HRCA は、事業によって、被雇用者、地域住民、その他の利害関係者等の人権が侵害されているかどうかを診断するためのツールとして、Danish Institute for Human Rights (DIHR) とデンマークの産業界およびデンマーク政府機関の共同作業によって開発されたものである。

HRCA の開発には 6 年をかけて、ヨーロッパの 14 か国の 80 を超える企業・人権団体が参画し、NGO コミュニティの主張する法的基準と多国籍企業の事業の実際を反映させたものとなっている。このツールの実用性を調べるために、南アフリカと中東でシェルがこのツールをテストしており 2005 年以来、多くの企業に利用されている。

このツールを用いることで、各企業の人権ポリシーが、人権および労働規範の手続きと実施の内容と比べてどの程度ギャップがあるのかを知ることができる。一部有料の項目もあるがクイックチェックとダリット (不可触民) に関するチェックは無料で利用できるようになっている。

設問項目は、世界人権宣言はじめ、80 以上の人権条約および ILO 条約に依拠しており、企業が尊重しなければならない計 18 の人権タイプに焦点を当て、取り上げるべき分野として強制労働など 14 の問題群を網羅したものとなっている⁷⁷。195 の質問項目と 947 の指標からなるデータベースは、企業のプロフィールや人権評価の必要性、事業を実施する地域等によって選択できるようになっている。

設問への回答は、自動的に一覧表 (ワークシート) にまとめられ、ワードファイルに変換することも可能である。また、フォローアップレポートは、各設問に対する今後の改善策を書き込むことができるようになっている。

77 <https://hrca2.humanrightsbusiness.org/docs/file/Human%20Rights%20and%20Issues%20Coverage%20HRCA.pdf>

4-4 : 適正な利益配分

2014年12月現在、REDD+プロジェクトにおける客観的に公平・公正な利益配分のための基準について国際的なコンセンサスに達していないため、プロジェクトごとに関係者間で合意できる適正な利益配分を目指す。

4-5 : 参加型モニタリング計画設計

参加型モニタリング・メカニズムが取り組むべき事項として FSC では以下を挙げている⁷⁸。

- ・ どのような活動や事項を監視するのを含めた、モニタリング・アプローチの設計
- ・ どのようなモニタリング手法を用いるのか
- ・ 誰がモニタリングを行うのか
- ・ モニタリング結果をどのように記録し、コミュニティや他の当事者に提示するのか
- ・ モニタリングにより実施に問題があることが明らかになった場合、その後どのような手順を踏むのか
- ・ どんなタイプの問題、あるいは、どの程度の意見の相違がある場合に、苦情処理プロセスが始動するのか
- ・ どのような状況になった場合に、同意プロセスのやり直しや契約に向けた再交渉を義務付けるのか

ステップ5 : 契約締結に向けた交渉

本ステップの目標

契約締結に向けた交渉のステップは、PDCA サイクルで表すと、P（計画）から D（実施・実行）に移行するプロセスである。契約交渉の中では、当事者間の契約に拘束力を持たせることが重要である。また、移転・退去の場合や合意を撤回する場合の条件など留意すべき事項を契約に含めることが求められる。

5-1 : 契約条件交渉

契約条件については、事業を実際に展開する前に先住民族・地域コミュニティに提示し、交渉する。「合意に拘束力を持たせる取り決め」（e）とは、事業者とコミュニティ双方に拘束力を持たせる形式・形態をとるべきである。そのためには、正式な書面契約だけではなく、コミュニティの文化の様態によっては口頭や伝統的儀式に則った方法もある。また、「苦情処理プロセス」（g）は、事業を開始した後起こる事象であることを、事業者は銘記すべきである。

5-2 : 契約交渉における留意事項

契約には、双方の合意を得る場合の諸条件が明確に規定されるべきである。これらの条件が満たされていないことが明らかになった場合、コミュニティは同意の見直しや再確認、あるいは撤回を行うことができる。反対に条件が満たされている限り、先住民族・地域コミュニティが恣意的に同意を撤回することはできないとされる⁷⁹。なお、FSC では、苦情処理プロセスには、いかなる段階に

78 前掲 FSC. 2012a. p.54.

79 前掲 UN-REDD Programme. 2013. p.30、前掲 FSC. 2012. p.13.

においても適切な是正措置が見込めない場合はコミュニティの総意があれば同意の撤回を認める規定を設けるべきとしている⁸⁰。

ステップ6：モニタリングの実施

本ステップの目標

事業を進める際に、その進捗状況をモニタリングすることが重要である。ステップ4～5で設計したモニタリング計画に沿って、コミュニティの参加を得て、契約条件の履行を確認し、それらの結果を公開し、必要ならば合意撤回の交渉を行う。

ステップ7：苦情処理プロセスの運用

本ステップの目標

苦情処理プロセスの運用は以下を目標とする。

- ① プロジェクトの実施に伴う苦情を早期に解決し是正策を講じ紛争への拡大を防ぐとともに、問題の分析結果をフィードバックしプロジェクト運営の改善につなげる
- ② コミュニティ内での人権に関わる問題事例を把握し是正を図る

7-1：迅速・適切な対応、7-2：問題の分析・把握と是正

「ビジネスと人権に関する指導原則」29の解説では、事業レベルの苦情処理プロセスは2つの重要な機能を果たすとしている。第一に、人権デュー・ディリジェンス実施の一環として人権への負の影響を特定するのを助けるとともに、申し立ての傾向やパターンを分析することで、企業が、組織体制をそれに合わせて修正することを可能にする。第二に、苦情が一旦特定されると対処が可能となり、負の影響をより早期にかつ直接的に是正し損害がより深刻になり、苦情がエスカレートしていくのを防ぐことができる。

民間企業への投融資を行うIFC（国際金融公社）は包括的な苦情処理プロセス設計ガイドランスをまとめているが、そこでは苦情処理プロセスを以下の5ステップに分けている⁸¹。

- ① 苦情処理プロセスの詳細の公表
- ② 苦情の受理・登録・経過記録
- ③ 苦情の検討・調査
- ④ 解決法の選択・解決策の選定・回答提示・コミュニティとの合意による案件決着
- ⑤ プロセスのモニタリング・報告および評価・苦情処理プロセスの是正・事業活動の改善

7-3：周縁・脆弱グループへの配慮

コミュニティ内部での人権の抑圧などについても苦情処理プロセスを通じて問題の存在を把握し、コミュニティとの対話により是正を図るべきである。

80 前掲FSC. 2012a. p.58.

81 前掲IFC. 2009. p. 16-27.

これに関しては FSC が苦情処理プロセスを通じての周縁・脆弱グループが意思決定から疎外される事態の把握の必要性を指摘し⁸²、UN-REDD プログラムはコミュニティの代表者がコミュニティ内のすべてのグループの利益を代表しているかの検証を求めている⁸³。

ステップ 8 : 合意に至るまでの過程の検証

本ステップの目標

本ステップでは、実際に FPIC の原則に則って、同意を得られたのかどうかを確認し、その正当性の検証を行う。通常は、事業者自身ではなく、独立した第三者による確認を必要とする。

8-1 : 第三者検証

独立した第三者を利用することで、検証内容の信頼性を高めることが可能になる。独立した第三者が FPIC プロセスを検証することで、FPIC プロセスが独善的な解釈になってしまったり、バランスを欠いたものになるのを防ぎ、一般的に妥当で、適切な FPIC を実施していることの客観的な評価を得ることが可能になる。特に、事業者が、外部者からなんらかの支援や資金を得ようという場合、プロジェクトの成果や満たすべき条件を満たしたものであることを示す必要があり、自己主張による情報だけではなく、第三者機関等による客観的な評価が有効である。例えば、FPIC プロセスが検証されていない事業と比較して、FPIC が検証されている場合は、「社会的に責任ある」炭素であるとして信頼を得られるので、取引をしやすくなると考えられている。ただし、検証プロセスでは、監査時の状況がスナップショットとして確認されるだけなので、検証や監査によって評価を受けていたとしても、それが到達目標というわけではない。より重要なことは、ステークホルダーとの協議プロセスを継続し、苦情への対処を絶えず行っていくことで、様々な検証にも耐えうる FPIC プロセスを実施していくことである。

また、「もしプロジェクト事業者によって事前に検証プロセスが知らされており、コミュニティがそのプロセスに合意していれば、双方にとって FPIC へのコミュニティの権利を尊重するための満足のいくプロセスを確保しやすくなる」と指摘されている⁸⁴。そのためには、FPIC プロセスの検証をどのような基準で評価、確認するのかを含めて、コミュニティと合意しておくことが必要となる。

REDD+プロジェクトにおいて FPIC プロセスを検証する基準には CCBS がある。また、UN-REDD プログラムがベトナムで検証を実施しているので、参考にできる。また、その他にも検証については、以下の文献で触れられている。

- Nguyen Quang Tan, Luong Thi Truong, Nguyen Thi Hai Van and K'Tip. 2010. Evaluation and Verification of the Free, Prior and Informed Consent Process under the UN-REDD Programme: Lam Dong Province, Vietnam. RECOFTC.
- Karen Edwards, Ronnakorn Triraganon, Chandra Siloriand Jim Stephenson. 2012. Putting Free, Prior, and Informed Consent into Practice in REDD+ Initiatives, RECOFTC, IGES and Norad.
- WWF. 2011. Free, Prior, Informed Consent and REDD+: Guidelines and Resources.

82 前掲 FSC. 2012.a p.58.

83 前掲 UN-REDD Programme.2012. p.5(Criterion 2).

84 前掲 Patrick Anderson.2011. p55.

3. 用語解説

用語	英語	定義
FPIC	FPIC	Free, Prior and Informed Consent の頭文字をとっており、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」と訳される。具体的には、ある事業が先住民族などの土地、領域、資源などに影響を及ぼす恐れがある場合に、その事業に対して先住民族などが同意するか否か判断する権利／原則とされる。なお、もともとは、先住民族の権利として、国連などで認められてきたものが、最近では、先住民族以外の地域コミュニティなどにも適用されるようになってきている。（詳細は「第2章 解説 1.(1)FPIC とは」を参照）
REDD	REDD	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries（森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減）の略称。途上国での森林減少・劣化の抑制や森林保全による温室効果ガス排出量の減少に経済的なインセンティブを付与することにより、排出削減を行おうとするもの。
REDD プラス	REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries の略称。森林減少・劣化の抑制に加え、森林保全、持続可能な森林経営および森林炭素蓄積の増加に関する取組を含む。REDD+（プラス）と呼ぶ。
慣習的権利	customary rights	（土地および資源への）慣習的な権利とは、政府から法的に認められたものではなく、季節的（あるいは周期的）使用も含む、長期間続いている地域社会の土地および資源の利用形態で、先住民族および地元住民の慣習、価値観、伝統などに適合したものを指す ⁸⁵ 。
強制移転	involuntary resettlement	移動しなければならない人びとへの事前の同意、または選択の余地なく、物理的または経済的に移転、移動させられること。また、その判断をする段階において適切な代替案が提示されないこと。
協働	engagement	関心の高い利害関係者や影響を受ける利害関係者の参加のために、事業者が、意思疎通や協議・提供を行うプロセスであり、利害関係者の関心事や要望、期待、ニーズ、権利や機会が、管理計画の立案・実施・更新を行う際に確実に考慮されるようにするためのもの ⁸⁶ 。
苦情処理プロセス	grievance process	プロジェクトレベルでの影響を受けるコミュニティからの苦情を事業者内、またはプロジェクト内で受理・評価・対応するプロセス。IFC によれば苦情処理プロセスには以下の5ステップがある ⁸⁷ 。 ①苦情処理プロセスの詳細の公表 ②苦情の受理・登録・経過記録 ③苦情の検討・調査

⁸⁵ 前掲 CCBA. 2013.

⁸⁶ FSC. 2012.

⁸⁷ IFC.2009.

用語	英語	定義
		④解決法の選択・解決策の選定・回答提示・コミュニティとの合意による案件決着 ⑤プロセスのモニタリング・報告及び評価・苦情処理プロセスの是正・事業活動の改善 (詳細は「第2章2. ステップごとのガイダンス ステップ7」を参照)
参加型マッピング	participatory mapping	地域住民も一緒に地図を作製する行為。その地域の土地と地域コミュニティとの関連性を明らかにできる。例えば、集落の配置や川、道路などのインフラや住居を示したり、コミュニティが伝統的に使用している区域、自然資源の分布、境界などを示すことが可能になる。また、単に地理的な情報を集約するだけでなく、土地がどのように使用されているかなども明記できる ⁸⁸ 。
参加型モニタリング計画	participatory monitoring plan	参加型アプローチの手法を使い、モニタリングのプランを作成することである。参加型アプローチでは、地域住民が自ら分析し、判断し、行動していく。外部の専門家はその機会を作ったり、分析ツールを提供したり、助言を行うなど、プロセスを支援するのが役割である ⁸⁹ 。
ジェンダーの平等	gender equality	年齢を問わず女性と男性に平等な権利、責任、機会が与えられること。平等というのは、女性と男性は同じであるということではなく、女性および男性の権利、責任、機会が、女に生まれたこと、男に生まれたということに左右されないということ ⁹⁰ 。
周縁グループ	marginalized group	意思決定プロセスにおいて、影響をほとんど及ぼすことのない人びと。周縁化は、性別、民族、社会経済的地位、地理的な理由、宗教などに関連している ⁹¹ 。
周縁・脆弱グループ	marginalized/ vulnerable group	コミュニティの中にあつて性別、出自、年齢その他の事由によって他の構成員に比べて権利を制限されている、あるいは意思決定への参加を制限されているなど弱い立場に置かれているグループ。例えば、女性、若者、高齢者、障がい者、貧困者などを含む。
人権	human rights	人権とは、世界中のすべての人間が持っている基本的な権利及び自由であり、尊厳、公平さ、平等、尊重、自律性などの基本原則に基づく。国際社会における人権の基本原則としては、「世界人権宣言」がある。詳細は「第2章解説1.(2)人権全般およびFPICの権利をめぐる国際的な規範」を参照。
森林に依存する地域コミュニティ	forest-dependent communities	直接または間接的に影響を受ける先住民族、少数民族、およびほかの森林に依存しているコミュニティ。
女性のエンパワーメント	women's empowerment	ジェンダーの不平等から生じている権力、アクセス、特権などの非対称を修正するために用いられるツール、戦略、手法などを指す。ジェンダーの平等を推進するためには、

⁸⁸ IFAD.2009.

⁸⁹ 野田直人.2001. p.41.

⁹⁰ UN-REDD Programme.2012

⁹¹ REDD+ SES. 2012a.

用語	英語	定義
		女性のエンパワーメントを保証するような取り組みが必要な場合もある ⁹² 。
ステークホルダー	stakeholders	企業の活動によって直接的・間接的に影響を受ける人々や団体など利害関係者のこと。具体的には、地域コミュニティ、森林居住者、近隣居住者、株主や経営者、従業員、金融機関、債権者、取引先、競合企業、顧客、社会環境 NGO、税務当局、行政官庁など。
脆弱グループ	vulnerable group	外部からの圧力や衝撃（気候変動を含む）に対して影響を受けやすい人びと。またそもそも生計自体が（社会政治的、文化的、財政的、自然的理由などによって）不安定な資源をベースに成り立っているため、実際の変化や予測される変化に対する感度は高いものの、変化への適応能力が低い人びと。特に REDD+に関しては、森林資源へのアクセスが制限される可能性があるため、森林にどの程度依存しているかというのが脆弱性を見極める際に重要だと思われる。周縁化が進むと、脆弱性をより増幅させてしまう場合が多い ⁹³ 。
生態系サービス	ecosystem service	人びとが生態系から得ている利益。これらには、食料、水、木材、繊維などの供給サービス、気候、水害、病気、廃棄物、水質などの調整サービス、娯楽や美観、精神的充足などをもたらす意味での文化的サービス、土壌の形成、光合成、養分循環などの基盤サービスがある。REDD+においては、「生態系サービス」は森林生態系・非森林生態系の両方から、温室効果ガス排出を削減ないしは抑制するという役割以外のサービスを指す ⁹⁴ 。
先住民族	indigenous peoples	以下のように特定あるいは特徴づけられる人びと及び集団を指す ⁹⁵ 。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな特徴・判断基準は、個人レベルでの先住民族としての自己認識と、構成員としての当該コミュニティによる受容である ・ 植民以前および（または）移民到来以前の社会との歴史的連続性 ・ 領域及び周辺自然資源との密接なつながり ・ 固有の社会的、経済的ないしは政治的制度 ・ 固有の言語、文化及び信仰 ・ 被支配的な社会集団を形成している ・ 固有の民族及びコミュニティとして、先祖伝来の環境や制度を維持・再現しようとの決意がある
代表者（代表機関）	representatives or representative institutions	先住民族・地域コミュニティが自らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に参加するために、それを通して参加すべく自ら選出する人または機関。事業者との交渉においてはコミュニティの交渉窓口となり、場合によってはコミュニティを代表してコミュニティとしての意思を決定

⁹² UN-REDD Programme.2011b.

⁹³ REDD+ SES. 2012a.

⁹⁴ REDD+ SES. 2012a.

⁹⁵ Adapted from United Nations Permanent Forum on Indigenous, Factsheet 'Who are indigenous peoples' October 2007; United Nations Development Group, 'Guidelines on Indigenous Peoples' Issues' United Nations 2009, United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, 13 September 2007.

用語	英語	定義
		する。意思決定の権限を有するものと交渉の窓口となる人・機関は必ずしも同一ではないことに留意しておく ⁹⁶ 。
地域コミュニティ	local communities	プロジェクト予定地内またはこれに隣接する、あらゆる規模のコミュニティ、または、プロジェクト予定地の経済的または環境的価値に重大な影響を与えるのに十分な距離にあるコミュニティ、もしくは、その経済、権利、環境に対し、プロジェクト活動ないしはプロジェクト予定地の生物物理学的側面が悪影響を及ぼすのに十分な距離にあるコミュニティであって、その生活の糧を森林に依存し、実質的に先住民族と同等の境遇にあると認められるもの ⁹⁷ 。
伝統的知識	traditional knowledge	先住民族の、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現 ⁹⁸ 。
透明性	transparency	決定やそれに伴って行われる行為が規則に則って行われることを意味する。また、その決定や行為によって影響を受ける者にとっては、情報が無償で提供され、直接入手可能な状況であること、理解しやすい形式や媒体によって十分な情報が提供されることも意味する ⁹⁹ 。
ファシリテーター	facilitators	FPIC に至るまでのコミュニティと事業者との協議・協働における中立の立場の進行役、あるいはまとめ役。その役割としては、①コミュニティの意思決定までのプロセスでの情報提供・意思決定プロセスの策定・慣習法や慣行の尊重などの支援、②意思決定までの経緯の記録、および③コミュニティが合意された利益の引き渡しと適切な分配含め、契約が条件通り履行されているかを検証する能力構築支援などが挙げられる ¹⁰⁰ 。
モニタリング	monitoring	監視をすること。同意されたこと、約束されたことが実際に実施されているかを継続して監視すること。
領域	territories	特に先住民族にとって重要で、当該民族が占有または使用している地域全体を指す ¹⁰¹ 。

⁹⁶ UN-REDD.2011c. p. 29.

⁹⁷ FSC. 2012.

⁹⁸ UN.2007.UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples.

⁹⁹ Gramberger, Marc. 2001. Citizens as partners: OECD Handbook on Information, Consultation and Public Participation in Policy-Making.

¹⁰⁰ UN-REDD.2011c. p. 46.

¹⁰¹ REDD+ SES.2012a.

本ガイドラインが参考にした既出のガイドライン等は以下のとおり。策定年順に紹介する。

- ① Forest Peoples Programme.2008. Free, Prior and Informed Consent and the Roundtable on Sustainable Palm Oil: A Guide for Companies

森林保全と先住民族など現地の人々の権利に取り組む NGO である FPP が、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO：Roundtable on Sustainable Palm Oil）のワークショップ用に取りまとめた、パーム油生産現場での FPIC 取得のためのガイダンス。森林分野で最も早く FPIC をとりあげた手引きの一つ。

- ② Lewis, J., Freeman, L. and Borreill, P. 2008. Free, Prior and Informed Consent and Sustainable Forest Management in the Congo Basin

Lewis らによって行われた FSC 取得を目指す森林伐採事業において FPIC を実施に移すことに関するフィージビリティ・スタディを基に FPIC を実施する上での実務上の指針を示している。

- ③ Patrick Anderson. 2011. Free, Prior, and Informed Consent in REDD+: Principles and Approaches for Policy and Project Development. RECOFTC, GIZ.

REDD+プロジェクトを計画・実施する事業者およびプロジェクトによって影響を受ける可能性のある先住民族・地域コミュニティに向けた FPIC の手引書。発行者は 1987 年にタイのバンコックで FAO の支援を得て設立されたコミュニティ林業のための能力構築を主たる活動領域とする非営利団体である RECOFTC-The Center for People and Forest。主たる著者は森林コミュニティの権利保護のための支援活動をする NGO である Forest People Programme (FPP) の Patrick Anderson 氏。内容は非常に網羅的・包括的で、これ以降に策定された以下のガイドライン等のうち、参照文献を示していない REDD+ SES を除くすべてが本書を参照文献として挙げている。

- ④ REDD+ SES. 2012.REDD+ Social & Environmental Standards: Version 2

CCBS の発行母体である CCBA と NGO の CARE が世界各地の政府・住民団体・NGO・企業などの幅広い関係者の参加プロセスを経てまとめた国家ベースでの REDD+事業を対象とするセーフガード基準。既出のセーフガードの中でもっとも包括的でわかりやすいと言われる。基本的には各国による SIS（セーフガード情報システム）構築のためのツールとして設計されていて原則・基準を示しているが、指標についてはその含むべき要素を示すにとどめ、各国の事情に合わせた指標を作成するガイダンスとなっている。

- ⑤ UN-REDD Programme.2012.UN-REDD Programme Social and Environmental Principles and Criteria

国連の UN-REDD プログラムが作成した参加国の REDD+施行体制整備支援のための指針。原則と基準でのみ構成され、具体的指標は持たないがカバーする範囲は前出の REDD+ SES と並んで最も包括的とされている。UN-REDD SEPC と略記される。

- ⑥ UN-REDD Programme. 2013. Guidelines on Free, Prior and Informed Consent

UN-REDD プログラムが参加国に対して FPIC 取得に関する規範・政策・施行上の枠組みを示すべく作成したガイドライン。

- ⑦ FSC. 2012. FSC Guidelines for the implementation of the right to free, prior and informed consent (FPIC) available at <https://ca.fsc.org/download.fsc-guidelines-for-fpic.177.pdf>

FSC は、2012 年 3 月に改定した「森林管理に関する原則と基準 (FSC. 2012. FSC Principles and Criteria for Forest Stewardship; FSC-STD-01-001 V5-0 E)」において、FPIC に関する対象範囲を広げ、同意が必要な時期をより明確に定めている。本書はそれを受けて作成されたガイドラインで、FPIC 権利に関する一般的情報を提供し、事業者が先住民族または地域コミュニティからの FPIC 取得のためのプロセスの実施方法についての実務的指針を示している。

- ⑧ Climate, Community and Biodiversity Alliance. 2013. Climate, Community & Biodiversity Standards Third Edition. available at: www.climate-standards.org

NGO5 団体のパートナーシップである Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA) が提供する民間のプロジェクトを対象とした社会と環境への影響につき認証する制度で、この文献はその認証における原則・基準・指標を示したものでセーフガードのガイドラインともなっている。CCBS と略記される。社会と環境に関する基準としては最も普及していて、ほぼ独占的な位置を占める。

コメント・助言提供者

本報告書の作成にあたっては、以下の皆さまをはじめとした多くの皆さまにご助言、ご指導、ご協力をいただきました。この場をお借りしてプロジェクトチームより心よりお礼申し上げます。

【日本国内】（敬称略、五十音順）

（個人）

- ・ 阿久根 直人／ワイエルインベスト取締役開発部長
- ・ 磯崎 博司／上智大学大学院地球環境学研究科教授
- ・ 井上 真／東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- ・ 上村 英明／恵泉女学園大学教授、市民外交センター代表
- ・ 浦口 あや／コンサベーション・インターナショナル・ジャパン政策・パートナーシップシニアマネージャー
- ・ 江原 誠／九州大学大学院比較社会文化学府、日本学術振興会特別研究員 DC
- ・ 斎藤 万里子／ジェンダー・アクション・プラットフォームプログラム担当
- ・ 佐藤 裕隆／住友林業環境・エネルギー部
- ・ 菅原 絵美／大阪経済法科大学法学部助教
- ・ 鈴木 圭／（一社）日本森林技術協会森林情報グループシニアコーディネータ
- ・ 高橋 宗瑠／ビジネス・人権資料センター日本代表
- ・ 高原 繁／日本・インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクトチーフアドバイザー
- ・ 中井 覚／住友林業環境経営推進室
- ・ 羽佐田 勝美／独立行政法人国際農林水産業研究センター農村開発領域主任研究員
- ・ 橋本 務太／WWF ジャパン
- ・ 百村 帝彦／九州大学熱帯農学研究センター准教授
- ・ 平山 彰彦／清水建設自然共生事業推進室
- ・ ヘンリー・スケーブンス／地球環境戦略研究機関（IGES）自然資源・生態系サービス領域エリア・リーダー、上席研究員
- ・ 三輪 敦子／（公財）世界人権問題研究センター研究員
- ・ 横田 康裕／森林総合研究所九州支所主任研究員
- ・ 吉倉 利英／日本・インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト JICA 専門家

（団体）

- ・ 国際協力機構（JICA）地球環境部
- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング環境・エネルギー部
（平塚 基志、浅田 陽子、岩垂 麻里絵、矢野 雅人、力石 晴子）

【その他】（アルファベット順）

- ・ Emil Kleden / Forest Peoples Programme / Pusaka
- ・ Helen Tugendhat / Policy Advisor on Human Rights and Financial Safeguards, Forest Peoples Programme
- ・ Indra Hatasura / Manager in Business Development Division, RMI (Rimbawan Muda Indonesia) Foundation - The Indonesian Institute for Forest and Environment
- ・ James Bampton / Manager, Program Coordination and Operations, RECOFTC - The Center for People and Forests
- ・ Joan Carling / Asia Indigenous Peoples Pact

- Kittisak Rattanakrajangsri / Indigenous Peoples' Foundation for Education and Environment (IPF)
- Kristen Hite / Independent Consultant
- Lini Wollenberg / the CGIAR Research Program on Climate Change, Agriculture and Food Security, Low Emissions Agriculture Flagship Leader, based at the Gund Institute, University of Vermont
- Dr. Ma Hwan-ok / Project Manager, Division of Forest Management, ITTO
- Patrick Anderson / Forest Peoples Programme
- Ronnakorn Triraganon / Manager, Capacity Development and Technical Service Unit, RECOFTC – The Center for People and Forests
- Sophie Chao / Forest Peoples Programme

FPIC ワークショップ

日時：2013年11月14日

場所：インドネシア・ジャカルタ

参加者：

- Patrick Anderson (FPP: Forest Peoples Programme)
- Sophie Chao (FPP)
- Emil Kleden (FPP、Pusaka)
- Gam Shimar (IPF: Indigenous Peoples' Foundation for Education and Environment、IKAP)
- Indra Hatasura (Manager in Business Development Division, RMI (Rimbawan Muda Indonesia) Foundation - The Indonesian Institute for Forest and Environment)
- 吉倉利英 (日本・インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト JICA 専門家)
- Edy Sutrisno (日本・インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクトフィールドコーディネーター)
- 坂本有希 (地球・人間環境フォーラム)
- 相楽美穂 (地球・人間環境フォーラム)
- 庄野眞一郎 (フリーランス)
- 川上豊幸 (熱帯林行動ネットワーク)

議題：

1. ガイドライン第1版への提案・解説およびすでに提出されているコメント
2. ガイドライン第1版作成過程から生じた疑問に関する議論 (FPIC プロセスに求められる最低限の要求事項は？など)
3. (REDD+プロジェクト以外の) その他のセクターへのガイドラインの活用の可能性
4. 今後のステップ

2014 グローバル・ランドスケープ・フォーラムにおける市民セッション Ensuring free, prior and informed consent (FPIC) in REDD+

日時：2014年12月6日

場所：ペルー・リマ

プログラム／スピーカー：

- FPIC Guideline for REDD+ / Yuki Sakamoto, Global Environmental Forum

- Ensuring free, prior and informed consent in REDD+ / Grace Balawag, TEBTEBBA
- FSC Free Prior Informed Consent Practice / Alison von Ketteler, FSC International
- Why does REDD+ need FPIC? / Conrad Feather, Forest Peoples Programme
- Practice of FPIC: Case study of Suriname / Marie-Josée Artist, VIDS
- Martijn Wilder AM, Partner, Baker & McKenzie
- Moderator: Daisuke Naito, CIFOR / RIHN

参加者：のべ 70 名

概要はグローバル・ランドスケープ・フォーラムの WEB サイトを参照 (<http://www.landscapes.org/glf-2014/agenda-item/day-1-dec-6/side-events-sessions-for-and-by-youth-private-sector-and-civil-society-or-ganizations/css-slate-2/ensuring-free-prior-informed-consent-fpic-redd/>)

セミナー「先住民族・地域コミュニティの人権を尊重すること～森林・開発分野での FPIC 実践をめぐって～」

日時：2015 年 2 月 5 日

場所：日本・東京

趣旨：

気候変動緩和と生物多様性保全の両方を実現する対策として期待が高まる REDD+については、森林に生計手段等を依存して暮らす先住民族や地域コミュニティに対して大きな影響を与えることが懸念されている。このような懸念に対応するためセーフガード対策についての国際的議論が進んでいるが、FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）はその中心の要素となっている。本プロジェクトで REDD+事業に関心をもつ企業・組織向けに作成した FPIC ガイドラインの発表に合わせ、国際人権法の動向、森林での開発の現場に詳しい講師をお招きし、森林に生計を依存する先住民族・地域コミュニティの人権を尊重するという具体的な内容と FPIC について、わかりやすく解説する。

ターゲット：REDD+に関心を持つ企業、原材料を海外に頼る CSR 及び調達担当者

プログラム：

- 国際人権と FPIC（高橋宗瑠／ビジネス・人権資料センター日本代表）
- インドネシアにおける森林分野での FPIC の実践（パトリック・アンダーソン／Forest Peoples Programme）
- FPIC ガイドラインについて（相楽美穂／地球・人間環境フォーラム）

参考文献

(日本語)

窪田幸子、野林厚志編.2009.『先住民』とはだれか.世界思想社

熊谷謙一.2013.ISO26000 と労使の課題.日本生産性本部

経済協力開発機構 (OECD) (外務省仮訳).2011.OECD 多国籍企業行動指針 世界における責任ある企業行動のための勧告 2011 年日本語仮訳版.

国際協力機構.2010.国際協力機構環境社会配慮ガイドライン.

国際労働機関 (ILO).1989.独立国における原住民及び種族民に関する条約 (1989 年の原住民及び種族民条約).

国連人権理事会.2011.A/HRC/17/31 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書 ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために.

小坂田裕子.2010.アフリカにおける「先住民族の権利に関する国連宣言」の需要と抵抗—先住民族の定義・自決権・土地権をめぐる.中京法学巻1・2号.

申恵丰.2013.国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調.信山社

菅原絵美.2013.人権 CSR ガイドライン—企業経営に人権を組み込むとは.部落解放・人権研究所企業部会・編.解放出版社

杉原高嶺.2011.基本国際法.有斐閣

苑原俊明.2007.先住民族の権利—事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で.国立民族学博物館研究報告 32 (1) :63-85.

M.トメイ、L.スウェプストン著. 苑原俊明、青西靖夫、狐崎知己訳.2002.先住民族の権利—ILO 第 169 号条約の手引き.論創社

野田直人.2001.社会林業-理論と実践.国際緑化推進センター

橋本ヒロ子、三輪敦子.2007.「権利をよりどころにするアプローチ」の展開とアジアの女性のエンパワメント.KFAW 客員研究員研究報告書.アジア女性交流・研究フォーラム

松原正毅編.2002.世界民族問題事典新訂増補版.平凡社

三輪敦子.2008.権利をよりどころにした女性のエンパワメントの可能性と課題—インドの NGO の経験から.アジア・太平洋人権レビュー2008 新たな国際開発の潮流：人権基盤型開発の射程.アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)

横田洋三.2008.先住民族フォーラム記念講演録「先住民族の課題と展望—国連での取り組みを中心に」.

横田洋三.2010.国際社会と法.有斐閣

横田洋三.2013.国際人権入門第2版.法律文化社

(英語)

- AIPP, FPP, IWGIA, Tebtebba.2012.WHAT IS REDD+? A GUIDE FOR INDIGENOUS COMMUNITIES 3rd Edition.
- Anderson, Patrick.2011.Free, Prior, and Informed Consent in REDD+. RECOFTC, GTZ.
- Blomley, Tom; Richards, Michael.2011.Community Engagement Guidance: Good Practice for Forest Carbon Projects. In Building Forest Carbon Projects.Johannes Ebeling and Jacob Olander (eds.).
- Castan Centre for Human Rights Law, International Business Leaders Forum, Office of the United Nations high Commissioner for Human Rights, United Nations Global Compact Office.2008.Human Rights Translated: A Business Reference Guide.
- CCBA.2008.Climate, Community and Biodiversity Project Design Standards.
- CCBA.2013.Climate, Community & Biodiversity Standards Third Edition.CCBA.
- CCBA/CARE.2010.REDD+ Social & Environmental Standards Version 1(Draft Version).
- CCBA/CARE.2011.Guidelines on the interpretation and applications of the REDD+ Social & Environmental Standards at country level .
- Colchester, Marcus.2010.Free, Prior and Informed Consent : Making FPIC work for forests and peoples.
- Colchester, Marcus; Anderson, Patrick; Zazali, Ahmad.2010.The Forests Dialogue Field Dialogue on Free, Prior and Informed Consent 12-15 October, 2010 Pekanbaru, Indonesia.
- Colchester, Marcus; Gardiner, Peter.2010.The Forests Dialogue Scoping Dialogue on Free, Prior and Informed Consent 13–14 April, 2010 | New Haven, Connecticut Co-Chairs' Summary Report.
- Colchester, Marcus; Mahaningtyas, Avi; Degawan, Minnie; Griffiths, James.2010.The Forests Dialogue Field Dialogue on Free, Prior and Informed Consent 12–15 October, 2010 | Pekanbaru, Riau, Indonesia Co-Chairs' Summary Report.
- Colchester, Marcus; Jiwana, Norman; Chao, Sophie.2013.Conflict or Consent? Oil Palm Expansion and Community Rights.Paper prepared for presentation at the Annual World Bank Conference on Land and Poverty.
- Compliance Advisor/Ombudsman (CAO).2008.A Guide to Designing and Implementing Grievance Mechanisms for Development Projects.
- Corporate Social Responsibility Initiative.2008.Rights-Compatible Grievance Mechanisms: A Guidance Tool for Companies and Their Stakeholders. Corporate Social Responsibility Initiative Working Paper No.41.John F. Kennedy School of Government, Harvard University.
- Crippa, Leonardo A.; Gordon, Gretchen.2012.International Law Principles for REDD+. Indian Law Resource Center.
- Desiree Abrahams and Yann Wyss.2010.Guide to Human Rights Impact Assessment and Management (HRIAM).International Business Leaders Forum, International Finance Corporation.
- Edwards, Karen ; Triraganon, Ronnakorn; Silori, Chandra; Stephenson, Jim.2012.A Training Manual: Putting Free, Prior, and Informed Consent into Practice in REDD+ Initiatives. RECOFTC – The Center for People and Forests, the Institute for Global Environmental Strategies (IGES) and the Norwegian Agency for Development Cooperation (Norad).
- Evans, Kristen et al.2006.Guide to participatory tools for forest communities. Center for International Forestry Research (CIFOR).

FAO.2012.Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security.

FCPF/UN-REDD.2011.Draft Guidelines on Stakeholder Engagement in REDD+ Readiness.

Forest Peoples Programme.2007.Free, Prior and Informed Consent: Two Cases from Suriname.

Forest Peoples Programme.2007.Making FPIC Work: Challenges and Prospects for Indigenous People.

Forest Peoples Programme.2008.Free, Prior and Informed Consent and the Roundtable on Sustainable Palm Oil: A Guide for Companies.

Forest Stewardship Council.2012.FSC PRINCIPLES AND CRITERIA FOR FOREST STEWARDSHIP , FSC-STD-01-001(V5-0) EN.

Forest Stewardship Council.2012.FSC guidelines for the implementation of the right to free, prior, and informed consent (FPIC) Version1.

Forest Trends.2011.Building Forest Carbon Projects Step-by-Step Overview and Guide Ver.2.

Gramberger, Marc.2001.Citizens as partners: OECD Handbook on Information, Consultation and Public Participation in Policy-Making. OECD.

Human Rights Council.2008.PROMOTION AND PROTECTION OF ALL HUMAN RIGHTS, CIVIL, POLITICAL, ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS, INCLUDING THE RIGHT TO DEVELOPMENT Advance Edited Version.

International Council on Mining and Metals (ICMM).2010.Good Practice Guide: Indigenous Peoples and Mining.

International Council on Mining and Metals (ICMM).2010.Indigenous Peoples and Mining .

International Council on Mining and Metals (ICMM).2013.Indigenous Peoples and Mining Position Statement.

International Finance Corporation (IFC).2009.Addressing Grievances from Project-Affected Communities- Guidance for Projects and Companies on Designing Grievance Mechanisms. Good Practice Notes Series.

International Finance Corporation (IFC).2012.Performance Standards on Environmental and Social Sustainability.

International Fund for Agricultural Development (IFAD).2009.Good Practices in Participatory Mapping : A Review Prepared for the International Fund for Agricultural Development (IFAD).

International Institute for Environment and Development (IIED).2012.Participatory Learning and Action 65: Biodiversity and culture: exploring community protocols, rights and consent.

International Labour Organization (ILO).2007.ILO standards and the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples.

International Law Association (ILA).2010.The Hague Conference(2010) Right of Indigenous People Committee Interim Report.

International Law Association (ILA).2012.Sofia Conference (2012) Rights of Indigenous Peoples Committee Final Report.

IWGIA; AIPP; FPP; TEBTEBBA.1905.What is REDD?.

Kirby, Alex.2013.Panama's Indigenous People Reject UN Forest Plan.Climate Central.

Knox, John H.2011.The Ruggie Rules: Applying Human Rights Law to Corporations. Wake Forest Univ. Legal Studies Paper No. 1916664,.Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1916664>

- Lewis, Jerome; Freeman, Luke; Borreill, Sophie .2008.Free, Prior and Informed Consent and Sustainable Forest Management in the Congo Basin. Swiss State Secretariat for Economic Affairs, Intercooperation and Society for Threatened People Switzerland.
- Mares, Radu (ed.).2012.The UN Guiding Principles on Business and Human Rights.
- Nguyen Quang Tan, Luong Thi Truong, Nguyen Thi Hai Van K'Tip.2010."Evaluation and Verification of the Free, Prior and Informed Consent Process under the UN-REDD Programme in Lam Dong Province, Vietnam".
- OECD.2011.OECD Guidelines for Multinational Enterprises.
- Oxfam Australia.2010.Guide to Free Prior and Informed Consent.
- Rachman, Noer Fauzi ; Siscawati, Mia.2013.A Recent Development of Forest Tenure Reform in Indonesia: The Status of Masyarakat Adat as Rights-Bearing Subjects after the Indonesian Constitutional Court Ruling in Case Number 35/PUU-X/2012, Report on the Assessment of Forest Tenure Reform in Indonesia.
- RECOFTC, GIZ.2011.Free,Prior and Informed Consent in REDD+ - Principles and Approaches for Policies and Project Development.
- REDD+ SES.2012.REDD+ Social and Environmental Standards Version 2.
- REDD+ SES.2012.Guidelines for the use of REDD+ Social & Environmental Standards at country level, Version 2.
- Secretariat of the Convention on Biological Diversity.2004.CBD GUIDELINES Akwé: Kon Guidelines.
- Susan Stone, Mario Chacón León. 2010.Climate Change & The Role of Forests: A Community Manual. Conservation International
- The General Conference of ILO.1989.ILO Convention No. 169.
- UNFCCC.2010.The Cancun Agreement (UNFCCC Decision 1/CP.16 C. Article 68 - 79 & Appendix I Article 2.(c)).
- UNFCCC.2013.Methodological guidance for activities relating to reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries.
- United Nations.2011.A/HRC/17/31 Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie : Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework.
- United Nations Development Group.2009.Guidelines on Indigenous Peoples' Issues.
- United Nations Economic and Social Council.2005.Report of the International Workshop on Methodologies regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples.
- United Nations Global Compact.2007.Embedding Human Rights in Business Practice II.
- United Nations Global Compact.2013.A Business Reference Guide: United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples.
- United Nations Human Rights Office of the High Commissioner.2012.The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide.
- United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues.2005.The Report of the International Workshop on Methodologies Regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples .

United Nations The General Assembly.2007.United Nations DECLARATION on the RIGHTS of INDIGENOUS PEOPLES.

UN-REDD Programme.2009.Operational Guidance : Engagement of Indigenous Peoples and Other Forest Dependent Communities ; Working document.

UN-REDD Programme.2010.Applying Free Prior and Informed Consent in Viet Nam.

UN-REDD Programme.2010.Applying the Principle of Free, Prior and Informed Consent in the UN-REDD Programme in Viet Nam.

UN-REDD Programme.2011.UN-REDD Programme Social and Environmental Principles and Criteria, Version 3 Draft for Consultation.

UN-REDD Programme.2011.The Business Case for Mainstreaming Gender in REDD+.

UN-REDD Programme.2011.UN-REDD Programme Guidelines on Free, Prior and Informed Consent, Draft Comment- December 2011.

UN-REDD Programme.2012.UN-REDD Programme Social and Environmental Principles and Criteria.

UN-REDD Programme.2013.Guidelines on Free, Prior and Informed Consent.

WCS.2008. WCS REDD Project Development Guide.

WWF.2011.Free, Prior, Informed Consent and REDD+: Guidelines and Resources.

Yasmi, Yurdi; Kelley, Lisa; Enters, Thomas.2010. Issues Paper Conflict over forests and land in Asia impacts, causes, and management. RECOFTC.



本報告書は
独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金
の助成を受けて作成しました